

むつ市議会第248回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和3年6月15日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 12番 住 吉 年 広 議員
- (2) 20番 浅 利 竹二郎 議員
- (3) 6番 佐 賀 英 生 議員
- (4) 1番 佐 藤 武 議員
- (5) 11番 鎌 田 ちよ子 議員
- (6) 14番 濱 田 栄 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝
農委 員 業 会 長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健づく 推進部 長	中村	智郎
健づく 推進 監	木村	公子	子ども みどら mile kids office にり 所 こ 長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技 術 部 長	小笠原	洋一	川内庁 舎 長	木下	尚一郎

大所 畑 会管	庁 理	舎 計者	伊野	藤藤	大賀	治範	郎	野所 協野 庁舎 選挙 委務 事局	沢長 理 業 道 画 部 事 者 長	工 工 成 中 小 飛 祐 葛 阿 新 吉	藤 藤 田 村 田 内 川 西 部 谷 田	和 淳 田 晃 義 達 信 博 智 有	彦 一 司 久 廣 雄 也 弘 幸 文 美 子
監事	査務	委員長	伊野	藤藤	泰	成		農委 事 上 局 民 理	業 道 画 部 事 者 長				
教育	部	部長	角	本		力		企 政 政 推 健 づ 推 副	部 事 者 長				
総政推	務進	課長	野	坂	武	史		上 局 民 理	部 事 者 長				
子み政推	どら進	も部策監	澁	田		剛		上 局 民 理	部 事 者 長				
都整政推	備進術進	市部策監設部策監	畑	中		涉		上 局 民 理	部 事 者 長				
上水副下課	道理水生策	下局事道長部環境課	中	村		亨		上 局 民 理	部 事 者 長				
企政企課	策調	画部調整長	福	山	洋	司		上 局 民 理	部 事 者 長				
民市	生課	部長	安	宅	章	子		上 局 民 理	部 事 者 長				
福障福	祉が課	部い長	遠	藤	優	子		上 局 民 理	部 事 者 長				

部略長
育会局校課幹
部課任
済戦
員務育主
務務
経観課
教委事学教総
総総主

池 田 雅 文
佐 藤 充
柏 谷 諒

育会局長
部課查
員務課
務務主
教委事総
総総主

工 藤 大 介
畑 中 佳 奈

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

佐 藤 孝 悦
櫻 田 誠
井 田 周 作

次 長
主 幹
主 任

中 野 敬 三
堂 崎 亜 希 子
浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、今朝ほど市長から、今定例会に提出されております令和2年度むつ市一般会計補正予算書の一部に誤謬訂正がありますので、お手元に配信しております。

なお、タブレット端末に登録されている当該資料は、既に訂正済みでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、むつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。

今般、65歳以上の市民の皆様への接種を始め、基礎疾患を有する方や高齢者入所施設等の従事者の皆様、さらには幼稚園、保育園等の職員の皆様、小中学校、高等学校等の職員の皆様、警察官の皆様への優先接種も見通しが立てられる段階となりましたので、今後の12歳以上64歳以下の市民の皆様への接種計画について、その概要をご報告いたします。

まず、高齢者接種の現状についてお知らせいたします。

65歳以上の高齢者の皆様への接種は、21の医療機関と7つの集団接種会場、合計28会場で実施しており、全体の接種日数は110日間となります。

会場数、接種日数ともに、非常に充実した条件を整え、県内トップスピードで接種を進めており、7月末には2回目の接種を終了する予定となっております。

なお、現時点では、全高齢者の53.5%の皆様が1回目の接種を終了しております。これは希望する方で換算すると、63.2%の方々が1回目の接種を終了していることとなります。

現状は基礎疾患のある方や64歳以下の優先接種も開始しており、次のステップは64歳以下の一般接種となります。

6月1日現在、12歳以上64歳以下のむつ市の人口は、3万1,723人で高齢者の約1.6倍となっております。そのため、現在でもハイペースで接種を進めておりますが、この先もこれまでと同じ方法で同じペースで接種を進めていきますと、8月から接種を開始しても170日を要することとなり、希望する市民の皆様への接種が来年2月まで完了しない結果となってしまいます。

さらに、予約事務が今以上に煩雑になる上、電話やネットが数日間、場合によっては数週間つながらない、つながっても数か月先の予約しか取れない、また、集団接種会場が分散されることによ

り、接種に携わる従事者の確保が困難になるという状態を招きかねません。そして何よりも、来年2月まで、むつ市全体が感染リスクを抱える状態が続き、コロナが長期化してしまうという大きな課題があります。

そこで、私たちは、むつ市営の大規模接種センターを設置し、短期間での集中接種により、これらの課題を一気に解決したいと考えており、その具体的な計画についてお伝えいたします。

まず、会場についてであります。接種等の医療行為を実施するメイン会場をしもきた克雪ドームとし、むつマエダアリーナをスタッフのミーティングや休憩等で使用するバックアップ会場として準備いたします。

次に、接種期間についてであります。8月28日からのスタートを想定しており、6週間連続で土・日の両日に接種を実施いたします。

接種時間は、1日当たり日中の時間帯の2クールと夜間の1クールで合計3クールを設定し、第1クールは9時から12時まで、第2クールは13時から16時まで、夜間の第3クールは17時から19時までの時間帯といたします。

なお、17時から19時までの第3クールは予約制として確保し、この予約制につきましては、第1クール、第2クールでキャンセルによりワクチンの余剰が発生した場合、最後の第3クールを予約制にすることで余剰となったワクチンを使用し、廃棄することがないように対応できると考えております。

1日の接種人数は最大で5,000人、1時間当たりでは最大750人の接種を実施する想定としております。

次に、動員計画についてであります。1時間当たり医師19名、予診票の確認、ワクチン接種、希釈等に係わる看護師・保健師等の医療関係者80名、アナフィラキシーショック等の緊急対応の

ため救急車1台と救急隊員3名、受付・案内等会場係100名、駐車場係36名の動員を計画しております。

この体制を12日間構築し対応することとなりますので、関係者が一丸となり結束して臨むこととなります。

この計画により、接種の完了が来年2月から大幅に5か月間短縮され、10月3日には、希望する全ての市民の皆様への接種が完了できることとなります。

むつ市のコロナ対応もこの10月3日で一つの区切りとなります。

次に、予約の方法についてであります。今回は、原則市民の皆様が予約の手間はとらせません。全ての市民の皆様が予約ありの状態接種券を発送いたしますので、電話やインターネットでの予約は不要となります。全ての市民の皆様は、土曜日又は日曜日の9時から16時までの時間帯で日時を指定した接種券を発送いたしますので、わずらわしく不愉快な思いをすることが多い予約から解放されることとなります。

なお、夜間接種や個別接種への予約の変更を希望される場合には、インターネットで受付いたします。

予約変更する場合の接種につきましては、しもきた克雪ドームでの夜間接種のほか、むつ総合病院での接種とかかりつけ医での接種を予定しております。

なお、むつ総合病院については大規模接種にあわせて平日の接種をスタートし、かかりつけ医での接種は大規模接種終了後からスタートする予定です。

また、予約サポートのための市役所窓口の設置についても検討をしております。

この大規模接種に関して、市民の皆様には、7月中旬に接種券と予約日時のお知らせを発送させ

ていただく予定としておりますが、その発送開始につきましては、改めてお知らせいたします。

次に、大規模接種会場へのアクセスについてですが、市役所本庁舎駐車場等、会場周辺に1,000台以上駐車できる臨時駐車場を確保し、そこから接種会場へ無料の専用シャトルバスによる運行又はタクシー利用により移動することを想定しております。

大規模接種の当日は、会場エリア一帯の道路及び公共施設を閉鎖し、会場周辺は一方通行で、専用シャトルバスと公共交通、緊急車両の通行を確保するなど、交通の円滑化を図り、市民の皆様が会場に確実にお越しいただけるよう体制を整えていきたいと考えております。

この交通オペレーションにつきましては、むつ警察署のご指導とご協力の下、実施することとしております。

次に、接種体制についてであります。小さなお子様がいらっしゃる家庭の方も安心して接種できるようにいたします。お子様を連れて接種会場に来ていただいても結構です。市役所本庁舎内に保育士による託児所を設けますので、安心して接種にお越しいただきたいと思っております。

次に、副反応への対応についてであります。これまでの接種実績から、一定程度の方に発熱や筋肉痛等の副反応が認められております。そのため、想定される症状に対する薬剤を処方できるよう、むつ下北医師会及びむつ下北薬剤師会による薬剤の簡易入手システムの構築や、夜間の対応も含めた形で健康相談体制の構築について検討を進めてまいります。

この大規模接種は、むつ市にとっては史上空前の大規模な事業となりますので、本番に向けて、市民の皆様が安全に安心して、そして迅速に接種ができるよう関係者が一丸となって準備を重ねてまいります。

会場の設営訓練や実際の接種をしながらの運営シミュレーション、駐車場運営のシミュレーションも本番に向けて実施することを検討しております。

また、むつ下北医師会やむつ総合病院による医師のカンファレンスの実施、むつ下北薬剤師会による希釈の研修会、看護師、保健師、むつ下北歯科医師会による接種や予診票の確認研修なども実施することを検討しております。

次に、下北他町村との連携についてであります。新型コロナウイルス感染症を収束させるためには、むつ市にお住まいの方だけが免疫を獲得するのではなく、生活圏を一つとする下北圏域全体で集団免疫を獲得することが重要であります。

そのため、10月3日の時点で下北他町村で接種の完了が見込まれない場合には、希望する町村住民の皆様も大規模接種会場で接種できるようにする予定であります。

なお、このことにつきましては、下北町村長と各病院・診療所のご了解をいただいております。

次に、川内・大畑・脇野沢地区の対応についてであります。3地区にお住まいの方につきましては、6月下旬から接種券を配布させていただき、7月上旬から各診療所において接種を開始いたします。

なお、接種の開始は、川内地区で7月6日から、大畑地区で7月12日から、脇野沢診療所で7月5日からとなっております。

3地区にお住まいの方は、それぞれの診療所でいち早く接種が可能ですが、一方でこの場合は予約を診療所に直接電話でしていただく必要があります。そのため、予約の作業が必要ないしもきた克雪ドームで開催される大規模接種で接種していただいても結構ですが、私たちとしては各診療所での接種をお勧めいたします。

各地域の皆様には後日改めて、診療所での予約

の方法や接種時間帯、大規模接種を受ける場合の対応について詳細を通知させていただきます。

次に、協力団体についてであります。今般の大規模接種事業に当たり、むつ下北医師会様、むつ下北歯科医師会様、むつ下北薬剤師会様、青森県看護協会下北支部様、むつ総合病院様、下北地域広域行政事務組合様、下北医療センター様の7団体の皆様からご理解いただき、多大なるご協力をいただくこととなります。

このコロナ禍から脱出するため、各団体の皆様と結束して、大規模接種事業に取り組んでまいります。

なお、本日19時30分より、協力していただく各団体と共同で記者会見を実施し、その模様をYouTube「むつ市長の62ちゃんねる」でライブ中継し、広く市民の皆様にも本事業を周知してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議長及び議員の皆様にお願いがございます。

今回の大規模接種事業は、正に有事の対応と考えております。8月28日から10月3日までの期間、市職員も総力を結集し、集中してこの事業に取り組むこととなります。8月末から開会予定のむつ市議会9月定例会の日程について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上、むつ市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画「プロジェクトG」についてご報告させていただきます。

事業の開始となる8月28日までには、高齢者接種を終了し、基礎疾患患者への接種の終了への目途をつけ、一般の接種も優先順位を付けつつ実績を積み上げ、集団免疫獲得に向け加速化してまいります。

議員の皆様、市民の皆様におかれましては、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。た

だいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 本当にこの短期間ですばらしい大規模接種の計画をつくっていただいたなと思っております。中身に関して、ほとんどないのですけれども、細かい点だけ3点お伺いいたします。

予約に関してなのですがすけれども、やっぱり当日スムーズに皆様設営した作業を行っていくためには、予約のキャンセル等、あまり変更等ないようにすることが一番スムーズに行くのかなと、事前準備も含めて。今回各市民の皆様にも、もう日時を決めて接種券配布するということですがすけれども、多分また広報、号外が出ると思うのですがすけれども、ぜひ市民の皆様には自分に渡った日時、接種券を、極力できれば日時変更をしないでご協力いただくようお願いをしてはどうかと思います。

あわせて、接種を希望しない方もいらっしゃると思います。接種を希望しない方は、何かしらのアクションを起こさないと、会場に来るものだと思ってしまうと思うのですがすけれども、そういった接種を希望しない方が接種券を受け取った場合の対応はどのようになるのかをお伺いします。

あともう一点だけ、交通アクセスに関してですがすけれども、今回バス、タクシー等々の従事者、また市職員も含めて会場に従事する皆様の接種は優先的に行うべきだと思うのですがすけれども、その辺の計画があればお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目ですがすけれども、変更のないようお願いをすることではありますが、まさにそのようにお願いをしようと思っております。いずれにしても高齢者の方々にお渡ししたようなガイドブックをあらかじめ作成をして、全戸に配布させていただきます。その中で、やはり決められた時間にできれば来てほしいと。それ以外の方は、

予約を取り直して来ていただいていたほしいということとは申し上げます。

それに加えて、2点目の希望しない方への対応ということですが、こちらもできる限りキャンセルをしてくださいというようなアナウンスをさせていただきます。

一方で、どうしてもキャンセルせずに来ないということの対応ということですが、現場では1時間に750人に接種する体制を整えていますので、現場の対応は大丈夫です。一方で、ワクチンの廃棄の問題がありますが、こちらは夜間の接種を予約制にしていますので、夜間の接種でそのワクチンの量を調整することによって、ワクチンの廃棄の問題にも対応できる、そういう形を整えています。2点目の問いに関しては、できればキャンセルしていただけるようお願いもしようと思っています。

3点目ですけれども、こちらも現在も優先接種、どんどん始めていますが、大規模接種に関する市職員あるいは公共交通機関の従事者については、できる限り大規模接種が始まるまでに優先接種の対象として、打ち終わった形で市民の皆様が安心して会場に来ていただけるような体制を取っていききたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 私のほうから、市長、1点だけお伺いしたいのですけれども。

まず、多分むつ市内でのことだと思うのですが、この対応は10月3日までということになっています。例えばそこで気が変わって、やっぱり打ちたいのだとしたい方がいれば、マックスどこまでの日にちが、今言ってしまうと、それに甘えてしまう人も出てくるかもしれませんが、その後何らかの事情ですとか、気が変わって打ちなくなった人というのは、おおむねどの程度まで

の日にち、締切りが想定されていますでしょうか。まず、これだけ1点お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、10月3日というふうに設定したのは、現時点で希望する方々が全て打ち終わるということと10月3日とさせていただきます、そのことについて市民の皆様のご理解とご協力を得て進めていこうということです。

今のご質問にあった途中で気が変わって、打つつもりはなくてキャンセルしたけれども、打ちたくなったという人については、これはむつ総合病院をはじめ、どれぐらい個別の接種の期間があるかというのは、ちょっと今の時点では申し上げられませんが、少なくともむつ総合病院では、この10月3日以降も接種日を決めて、毎日ではできないと思いますが、接種日を決めて接種ができる体制は整えていただけるというふうに考えてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。

先般もちょっと電話が来たのですけれども、一発目の出稼ぎに行っている僻地のほうといいますか、この方が6月20日頃帰ってくるのですけれども、今度来るのが3か月後くらいになると。そうすると、どうしてもこの日にちを過ぎてしまうことがあると。極端な話をすれば、10月3日が過ぎて、むつ総合病院でその後できるというのは、これは大変いいお話なのですけれども、ワクチンがある限り、例えば半年後ですとか、9か月後ですとか、そういうのも可能なのか、もしくはワクチンがなくなった時点で、もう全部アウトになってしまうのか、そこら辺のところは、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

その辺りは、いつまでできるかということに関していけば、私たちも正直ちょっとよく分かりません。というのは、ワクチンの供給のスケジュールがどういうふうになるかということでもあります。今の出稼ぎの方というところでは、こっちに来て3週間か4週間ないと、2回目まで終わらないのです。ですから、多分行っている先で受けていただいたほうが私は早いと思いますので、その辺りは個別の事情として、ぜひご相談をいただければと思ってございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 1点だけ。前例で集団接種をしているところの例なのですけれども、希望する方というふうな言葉で接種していますが、事情があって接種できない方、または希望制ですから、強制でないで、受けない方もいらっしゃると思います。その方々への誹謗中傷、または差別の問題をどういうふうに思っていますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 現状、今むつ市の接種率というのがむつ市全体で28.9%ということで、これ相当早いほうだと思いますが、そうはいつでもまだ3割なのです。打っていない人のほうが多い状況ですので、そうした今齊藤議員がおっしゃっていただいたように、打っていない人への誹謗中傷とか差別ということが現時点でむつ市内で起こっているとは私自身は考えてございません。

ただ、この後、多くの市民の皆様が打った後にそういう問題が発生してくるということになると思いますが、これはコロナの差別と同様に、グッドネイバー（良き隣人）プロジェクトのような形で、そういうことがないように皆さんにお願いすることになるかと思いますが、私自身はむつ市

内でそういうことはあまり起こらないのではないかとこのふうにも考えてございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） ぜひお願いしたくて、コロナがはやり始めたときに、やっぱりかかった人に対する誹謗中傷が結構強くなりました。そして、慣れてきたのかどうか分かりませんが、皆さんが理解してくると、それは少なくなったというふうな現状にあります。今度は、予防接種をしない人たち、またできない人たちに対して同じような傾向がある可能性があるのでは、ぜひその分の対策も考えていただければというふうに思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 質疑なのですけれども、お願いのような形で、副反応についてです。

これまで言われていることは、高齢者の方より若い方に副反応が強く出るということと言われています。今ご説明の中でも、薬剤師さん等と相談しながら、そういう対応を取っていくということがありましたけれども、そのところを少し丁寧な形で発信していただければ、皆さん安心するのかなと思います。聞いたところによりますと、発熱が2日ほど続いたということが多いようですけれども、またこれから大規模接種になりますので、どんなまた副反応が起きないとも限りませんので、そのところを少し丁寧にお願ひしたいと思います。

それから、もう一点は、駐車場から接種会場までバスで移動ということになりますので、その密ということもまた考えられますので、その辺に対しても徹底した感染対策も必要ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、住吉年広議員、浅利竹二郎議員、佐賀英生議員、佐藤武議員、鎌田ちよ子議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） まず、住吉年広議員の登壇を求めます。12番住吉年広議員。

（12番 住吉年広議員登壇）

○12番（住吉年広） 皆さん、おはようございます。公明党、公明・自由会派の住吉年広です。むつ市議会第248回定例会に当たり、通告に従いまして、2項目4点にわたり一般質問させていただきます。市長並びに理事者の各位の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の1項目めは防災行政について伺います。近年気候変動の影響により気象災害は激甚化、頻繁化するとともに、南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模地震の発生も切迫しております。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が今後ますます進行し、適切に対応しなければ、中期的なトータルコストの増大を招くことのみならず、当市の行政、社会的経済システムが機能不全に陥る懸念があります。さらに、国土強靱化の取組により効率的に進めなければなりません。

その上で昨年、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定され、国民の生命、財産、国家、社会の重要な機能を守るためのさら

なる対策を推し進める必要が求められます。

先日青森県から、今年の3月に全面改定した県南沿岸域の新しい津波浸水予測図の詳細を記した解説書が公表されました。それによりますと、むつ市は東日本大震災の津波で浸水面積をはるかに上回る従来の5倍の33.7平方キロメートルになります。このことを踏まえて、今後の避難所運営は喫緊の課題となります。

その上で、1点目として今後の避難所運営のありかたについて、市でどのように検討されているかご見解を伺います。

2点目に、災害備蓄品（資機材）の取扱説明書の活用について伺います。新型コロナウイルス感染症の影響により、いわゆる集合型の防災訓練等の実施が現状難しい状況にあります。それに加え、新型コロナウイルス感染症に対する避難備蓄品として感染症対策資機材も追加で備蓄され、これまで以上により多くの市民の皆様が災害の備えや避難場所での資機材の取扱いを理解していただく必要があり、これまで災害備蓄品（資機材）の取扱方法についてはどのように情報を共有されているか伺います。

3点目に関しては、災害備蓄における乳幼児備蓄品について伺います。災害が少ない青森県ですが、首都直下型を含む日本列島の地震活動の中で備えは常に進化させていく必要があります。災害の備えでまず優先されることは、災害発生時に命を落とさない備えが一番です。被災生活のための備えも、それに続いて行う必要があります。

今回取り上げる点として、乳幼児液体ミルクです。赤ちゃんにとって被災生活時の食料は母乳であり、粉ミルクです。通常は母乳の場合でも、被災のショックで母乳が出なくなることもあり、人工乳での対応は重要と考えます。

我が国では、乳幼児用人工乳の対応は、以前は粉ミルクの選択枠しかありませんでしたが、現在

は整備が進み、液体ミルクも備蓄されるようになりました。液体ミルクは、完全に滅菌されている容器の中で温めて飲ませられるようになっております。粉ミルクでは、沸騰させたお湯で哺乳瓶を消毒して、70度以上のお湯で調乳、人肌に冷まして与えますが、避難所等で数時間置きに衛生状態を確保してからこれらを行うことは、なかなか大変に思います。消毒用器具がそろうのか、煮沸用のお湯が毎回確保できるのか、最初の混雑の中で度々調乳を行うのは、被災で疲労している母親たちのことを思うと、もっと楽な方法があるなら使える状況を整えるべきと考えます。熊本地震の際に、フィンランド政府からの支援物資にこの液体ミルクがあり、現地で大変喜ばれたと聞いております。

以上の点を踏まえて、当市での乳幼児の備蓄品の現状について伺います。

質問の2項目めは、マイナンバーカード普及促進に向けての取組について伺います。5月1日のマイナンバーカードの都道府県別交付状況によると、青森県の交付枚数は32万1,831枚、2020年1月時点の人口127万5,783人に対する交付率は25.2%になります。当市においては、26.9%になります。青森県40市町村の中では7位になります。1位は横浜町です。横浜町も、交付率が伸び悩み、昨年夏以降、広報紙、新聞折り込み、高齢者等の問合せのあった町民宅に職員が出向いて申請のお手伝いをしているとか、複数の希望があれば集会所で出張受付など、工夫し、効率を上げた結果、県内1位の32.8%の交付率となっております。当市も現状、普及促進のため広報むつ、ホームページ等を通じて周知していると思います。

その中で、学生の手続ですが、先日市民の方から代理人によるカードの受け取りについて相談をいただきました。その方は、コロナ禍で学生が県外からこちらに来ることは、金銭面的負担と、コ

ロナ禍で県外から来ることに制約を受ける中で、市役所の窓口に来てのカードの受取手続は困難だと思います。そういう意味で、代理手続は有効な手段と考えますが、総務省のホームページで確認いたしました。代理人によるカード受取の手続が可能な要件としては、病気、身体障害、その他やむを得ない理由により本人の出頭が困難な場合における代理人への交付とあります。基本は本人ということになります。市としては、コロナ禍において代理人によるカード受取についてどのように考えているのか、ご見解を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 住吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政についてのご質問の1点目、避難所運営のありかたについてであります。本年3月26日、青森県から新たな津波の浸水想定区域が公表され、当市の浸水想定区域はこれまでの6.2平方キロメートルから33.7平方キロメートルと5倍以上の面積となりました。これを受け市では、地域防災計画、津波災害避難計画の修正のほか、新たな津波防災マップを年内には市民の皆様へお届けできるよう作業を進めております。

また、浸水想定区域が拡大したことにより、多くの避難所が浸水想定区域内となり、津波災害時には使用できなくなることから、現在市では避難所の見直し作業を進めており、今月中には完了する予定となっております。

次に、ご質問の2点目、災害備蓄品の取扱説明書についてであります。災害時におきましては、主に市職員が避難所運営に当たることとなります。これまで総合防災訓練や避難所運営訓練等を通じ、資機材の取扱いを経験しているものと考えておりますが、今後簡易マニュアルの作成、市職

員や施設管理者向けの講習会等の実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、災害時における乳幼児の備蓄品についてであります。災害対策基本法において、乳幼児は要配慮者として定義され、国及び地方公共団体は要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならないと規定されております。

現在市では、液体ミルクを含め乳幼児用ミルクの備蓄に向け、数量、備蓄場所及び入替えに伴う有効活用等の検討を重ねておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、マイナンバーカード普及促進の取組状況についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） マイナンバーカード普及促進の取組状況についてのご質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて外出自粛を行っている交付申請者については、その他のやむを得ない理由に該当するものとして、代理人に交付することとして差し支えないとされておりますことから、この中におきまして、代理人による受け取りは有効な手段であると考えております。

代理受取につきましては、市のホームページ及びマイナンバーカードの交付準備が整った際に、市から交付申請者に送付される交付通知書に受け取りに必要な書類、本人確認書類等の内容を掲載しておりますが、今後はさらなる周知を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 答弁ありがとうございます。
それでは、項目に従って再質問いたします。

1点目は、避難所運営のありかたについてですが、当市は浸水域に学校や福祉施設もあり、高齢者、乳幼児などの自力で避難が難しい災害弱者の安全をどう確保していくのか、その上で津波対策としてライフジャケットの必要性、高齢者等の個別も併せた新たな国の支援制度を活用し、計画を進め、市民に避難訓練などを通じ、津波対策のご理解をいただくよう、周知のほうをよろしく願いいたします。

避難所の大半は、小中高の公的施設、市民センターで、夜間や休日は無人になることもあり、地震災害時には一刻も早く開放し、避難可能な状態にする必要があると思います。通常施錠されている防災倉庫や避難所は、一刻も早く鍵を解錠しなければなりません。

しかし、いつ発生するか分からない災害、鍵の管理者が外出や、既に被災されている等、必ずしも鍵を持ってくることができない場合が当然想定されます。特に避難所運営に関しては、コロナ禍により、感染症において避難所運営に新たな側面もあり、これまでの行政に依存するというよりも、これまで以上に地域住民が主体となった在り方を模索していく必要があるかと思えます。

そうした中、東日本大震災を契機に八戸市、おいらせ町において導入実績がある避難所鍵自動解錠ボックスですが、そういう意味で、ある一定のルールを決めた上で、行政に依存することなく、地域住民がそのコントロールをするシステムとして有効と考えますが、市のご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

地震解錠ボックスの設置についてであります。既に多くの自治体での導入実績があり、比較的揺れの大きい地震が発生した際には有効な設備であると認識しております。しかしながら、災害は地震だけではないこと、地震の揺れが小さくて

も津波が発生する可能性があることなどを考慮する必要がありと考えてございます。

避難所周辺に居住する職員による避難所の解錠につきましては、避難所を迅速に開設する上では有効であると考えておりますが、本市では避難する方の安全確保の観点から、避難所を開設する際には、市職員と施設管理者等が施設の安全性を目視で確認した後において開設することとしております。

いずれにいたしましても、様々な角度から調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。様々な面を検討されて、今後も進めていただきたいと思います。

2点目は、災害備蓄品（資機材）の取扱説明書ですが、通常の場合、避難場所の保管場所に資機材が保管され、資機材の取扱説明書が添付されていると思います。現状避難所運営は、行政の職員が当たります。その上で、避難所運営に当たる職員の方が、通常災害備蓄品の資機材に触れることが少ない中で災害時に対応できるのかという課題であると思います。資機材に関しては、あらゆることを想定した上で、行政に依存しない観点から、市民にも情報共有が必要と考えます。

そうした課題を改善している自治体があります。千葉市では、以前ホームページにデータとして掲載し、市民にも情報共有しておりました。定期的な枠の防災、危機対策会議の中で現状の在り方を検討し、説明書を読んで理解するというよりも、啓発の一環として動画投稿サイトYouTubeを活用し、資機材の取扱方法を動画配信しております。そのほかにも備蓄品の画像で確認でき、どのようなものが市で備蓄しているか、備えを確認する意味で有効と考えます。

以上の点から、より多くの市民の皆様へに備蓄品や災害備蓄品（資機材）の取扱いを理解していただく上で、動画共有サイトを活用し、資機材の取扱いを動画配信すべきと考えますが、市のご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

動画につきましては、スマートフォンにより視聴でき、避難所において取扱方法を確認することが可能でありますことから、迅速な避難所の開設に一定の効果があるものと考えており、検討してまいりたいと考えております。

一方で、避難所におきましては、多くの資機材を正確に使用しなければならないという観点から、まず訓練や講習等を通じ、実際に資機材の取扱いを経験することがより重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 先ほどの答弁で、市長より簡易マニュアルの検討をするということですが、現場に行かなければ取扱いが分からないという点では、一步踏み込んだ取組として評価したいと思えます。しかしながら、このマニュアルも見ただけでは意味がないので、現場で避難所運営に当たる職員が使えることが何より重要です。というのも、以前当市で高潮警報が発令され、地域住民が避難所に避難されたときの避難所運営の在り方に関して相談を受けたことからです。避難される地域住民が安心して避難できるように改善しなければならないという思いから質問させていただきました。

実際施設管理者は、鍵を解錠することが役割で、運営は行政の職員であります。その意味で、陣頭指揮に当たる職員が備蓄品の保管の場所、使用方法、機材の取扱いができてこそ避難所運営が機能すると思えます。しっかりとその点も踏まえ、今

後の避難所運営を進めていただくように要望いたします。

それでは、3点目に災害における乳幼児備蓄品について伺います。当市において乳幼児の人数はどのくらいおられるか伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、ミルクが必要な年齢は、主にゼロ歳児及び1歳児であると考えておりますが、この年代の市内の人数は、令和3年4月30日現在で540人となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 540人ということで分かりました。

あと液体ミルクに関しては、賞味期限が短いことから、有効活用をどのように考えているか、ご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

具体的な有効活用方法は、現在検討中でございますが、備蓄食料としております乾燥米飯、総菜と同様に、生活に困窮されているご家庭への提供等を想定しております。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。有効活用に関しては、以前この件でお話を伺った際に、賞味期限が備蓄において障害になっているように受け止めておりました。液体ミルクの製造メーカーにも、より長い賞味期限を求める声もあり、昨年10月には従来の1年から1年2か月に延長して、さらにニーズに応えるため、本年4月には1年6か月を実現しております。そういう意味で、賞味期限の懸念も以前よりは改善され、さらに活用の道筋もできましたので、備蓄に十分可能と認識をいたしました。

液体ミルクに関しては、災害によってライフラインが断絶した場合でも授乳ができるため、被災時により多くの不安を抱える乳児保育者にとっても大きな安心につながります。夜間や外出時、授乳が容易になることに加え、これまで育児に携わってこなかった男性の育児の参画を促進する観点においても、液体ミルクの製品化、普及が待ち望まれておりました。

厚生労働省をはじめとする関係省庁が連携して、国内で製造、販売するための安全基準や表示基準を定める手続に取り組んできたところ、平成30年8月8日、厚生労働省及び消費者庁において関連法令が改正施行され、事業者がこれらの基準に適合した液体ミルクを国内で製造、販売が可能となりました。そして、このことを契機に、他市町村において備蓄する自治体が増えている中で、当市においても賞味期限が切れる前に消費し、常に新しいものを補充して、避難備蓄品として追加すべきと考えますが、市のご見解を伺います。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

先ほども申しましたように、備蓄食料ということにこの液体ミルクも加えて、今後避難所運営での安心した生活ということができるような形で運営していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） ありがとうございます。それでは、マイナンバーカードのほうの質問に移らせていただきます。

代理人によるマイナンバーカードの受け取りができませんが、先ほど述べたとおり、病気、身体障害、その他やむを得ない理由は、市としては先ほど答えをいただきました。そして、代理人によるカードの受け取りについて、学生の場合は本人確認の書類はどのようなものが必要かお伺いいたし

ます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

代理人の申請でどのような書類が必要かというところでございますけれども、まず申請者本人は運転免許証、旅券等の顔写真が貼り付けてあるものの2点による組合せのものほかに、これらのもの1点及び健康保険被保険者証、介護保険被保険者証等の官公署発行の書類や学生証、学校名が記載された各種書類等の中から1点の組合せによるもの、または学生証等の顔写真が貼り付けてあるもの1点及び健康保険被保険者証や介護保険被保険者証等2点の組合せによるものが認められております。

また、代理人の本人確認書類といたしましても、各種証明書等の組合せにより、本人確認を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（住吉年広） 分かりました。代理人の本人確認書類としては、健康保険証、学生証、学校名が記載された各種書類と、そういった部分がありました。受取手続には面倒な面もあり、受け取らない方もおりますので、今後交付率向上に向けて、一人でも多くの市民の方に取得していただき、双方が納得いく相談体制の構築に向けて取組もお願いします。

告知方法も、ホームページだけではなく、学生のご家族が安心して受け取りができるように、SNSまた広報等を通じて情報発信を検討いただくように要望いたします。

以上、質問は終わります。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。

質問に先立ちまして、先ほど行われました行政報告の大規模接種センター設置に関連してですが、コロナ禍を有事と捉える危機意識の徹底と、医療資源の乏しい下北郡内の他町村民にも接種枠を広げる等、下北圏域の中心市としての自覚、自負が感じられ、むつ市民として大いに誇りに感じるところであります。また、むつ下北医師会をはじめとする協力団体の皆様、そしてむつ市職員の皆様にも深く感謝と敬意を申し上げますとともに、下北地域の全域の集団免疫獲得が一日も早く達成されることを切に祈るところであります。

それでは、質問に入ります。質問事項の1点目は、主要道路の整備状況等についてであります。今回は下北半島縦貫道路及び国道338号大湊Ⅱ期バイパスの2道路について伺います。

まず、下北半島縦貫道路ですが、下北地方生活圏の中心市むつ市と東北縦貫自動車道八戸線を結び、下北、南部、青森地方生活圏の地域間連携強化と下北地方の産業等の発展を支援する地域高規格道路としてのストック効果等が見込まれる上に、緊急避難道路として防災力の向上、確保等にも大きく貢献することが期待されています。

次に、国道338号大湊Ⅱ期バイパスですが、整

備区間における現在の国道は狭隘な道路幅の上に、沿線には海・空自衛隊部隊、小・中・高校、さらに医療機関等多くの施設が集中していること、また脇野沢、川内方面からむつ市街地に向かう交通車両等がふくそうし、朝夕を中心に慢性的な交通混雑が発生、事故の多発地帯として危険視されています。国道338号大湊Ⅱ期バイパス工事の完成は、これらの不安を解消するとともに、年間を通して大湊、下北地域の基幹病院であるむつ総合病院への通院及び緊急時の迅速な緊急輸送等を可能にし、また地域特産品である生鮮水産物等の陸上輸送力の向上にも貢献するものと大いに期待されています。

以上、これらの理由により、1つ、下北半島縦貫道路の整備状況及び今後の見通しは、2つ、国道338号大湊Ⅱ期バイパス工事の整備状況及び今後の見通しはの2点についてお伺いいたします。

質問事項の2点目は、污水处理構想における下水道事業の10年概成についてであります。国土交通省、農林水産省及び環境省が連携し、人口減少、高齢化社会時代の到来を見越した上で、污水处理施設の未整備区域について、真に下水道施設が必要な地域を選定し、1人当たり浄化槽で整備する費用よりも、安価な地域に下水道区域を限定する等、污水处理構想における下水道事業等の10年概成への指針が打ち出されていると聞いております。

この污水处理構想における下水道事業の10年概成に関連して、1つ、国が進める污水处理構想における下水道事業の10年概成の意図するところは何か。2つ、污水处理構想における10年概成への指針がむつ市における下水道事業の取組にどのような影響を及ぼすか。以上、2点につきお伺いいたします。

質問事項の3点目は、JR大湊線開業100周年に因んでであります。大湊線全線開通から、今年

9月25日で100年目となります。記録によれば、日露戦争に勝利した直後の明治40年9月1日、下北地域の有志188人によって鉄道誘致の最初の請願書「大湊鉄道敷設之義に付請願」が政府に提出され、大正10年9月25日、全長58.4キロメートル、国鉄大湊線の全線が開通となりました。以後、100年の歴史とともに、むつ下北の地域の人々の夢と希望、そして失意をも乗せながら、今日に至るまで走り続けてくれた大湊線に対し、万感の思いを抱きつつ、1つ、国鉄大湊線開業の時代背景とむつ下北地域の重要公共交通機関として地域発展に貢献してきた大湊線の歴史に対する思いは。2つ、人口減少、車社会の伸長等による大湊線利用者の漸減に対し、地元自治体として今後どのように取り組んでいくかの2点につきお伺いいたします。

以上、3項目6点につき、壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、主要道路の整備状況等についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、JR大湊線開業100周年に因んでについてのご質問の1点目、旧国鉄大湊線開業の時代背景と、むつ下北地域の重要公共交通機関として地域発展に貢献してきた大湊線の歴史に対する思いについてお答えいたします。

大湊地区は、明治35年の旧海軍大湊水雷団の開庁以降、要港として発展を遂げてまいりました。開庁当時の海軍における人員及び物資の輸送は、青森港から大湊港に船で行われておりましたが、輸送時間や経費の問題から、海軍では鉄道敷設に係る請願への協力を町村長や地元の有力者等に求

め、以後、軍、行政、民間が一丸となって関係官庁に請願を重ねた結果、大湊線は大正5年10月着工、大正10年9月全線開通となっております。

大湊線は、今日におきましても、圏域外から下北地域へつながる交通手段として重要な役割を果たしているとともに、地域住民の通勤通学の足としても大きな役割を担っておりますことから、鉄道敷設に尽力された先人のご労苦を忘れてはならないものと認識しております。

ご質問の2点目、人口減少、車社会の伸長等による大湊線利用者の漸減に対し、地元自治体として今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

当地域は、全国に誇る魅力のある豊富な観光資源を有しており、誘客の拡大を図ることが大湊線の利用者数の増加につながるものと考えております。現在は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、誘客拡大は難しい状況ではありますが、コロナ終息後を見据え、新たな視点での観光資源の磨き上げにより、将来的な誘客につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

（村田 尚公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（村田 尚） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

污水处理構想における下水道事業10年概成についてのご質問の1点目、国が進める污水处理構想における下水道事業10年概成の意図するところは何かについて及びご質問の2点目、10年概成の指針がむつ市における下水道事業の取組にどのような影響を及ぼすかについては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

国では、平成24年度末の污水处理人口普及率が全国的には88%を超え、残された未整備の地域にも一刻も早く污水处理施設の整備が必要である

等、整備済み区域の污水处理施設の老朽化対策や改築、更新なども求められていることから、より効率的な污水处理施設の整備、運営管理を計画的に行う必要がありました。

このようなことから、国では污水处理を所管する3省が連携し、持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルを平成26年1月に公表しております。この中で污水处理施設未整備区域については、污水处理施設の経済比較を基本とし、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備を10年程度を目途に完了する概成を目指し、より弾力的な手法を検討するよう示されました。

この策定マニュアルを受け、青森県において、青森県污水处理施設整備構想（第4次構想）が平成28年7月に策定され、污水处理の概成に向けて、下水道のみならず、合併処理浄化槽等を含めた各種污水处理施設の整備がおおむね10年程度で完了することを目標としております。

当市においては、青森県の当該構想に示されております令和7年度末に污水处理人口普及率56.4%を目標に、合併処理浄化槽も含めた污水处理事業を進めているところであります。しかしながら、現状では10年概成後の財政的な支援を含む国の方針は示されておられません。

このようなことから、10年概成後においては、国の方針を見極めつつ、人口減少、経済性及び整備時期等を踏まえた全体計画や整備区域の見直しが必要になってくる場合もあるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 主要道路の整備事業等についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、下北半島縦貫道路の整備状況及び今後の見通しについてであります。事業者である青森県よりお伺いしたところ、令和

2年度末の整備状況は、約68キロメートルの全体計画のうち、供用済み区間が26.6キロメートル、整備区間が24.8キロメートル、未着手区間が約17キロメートルとなっております。

今後の見通しについてであります。本年度の事業費規模が例年の2倍となる約93億円となったことから、しっかりと事業の促進を図るとのことです。

未着手区間の事業化に向けた取組であります。野辺地町から七戸町間においては、国が計画段階評価を進めており、地域住民や道路利用者の意見を踏まえた上で、概略ルートや構造等の道路計画について検討を行っているとのことです。

また、むつ市奥内から中野沢区間の約10キロメートルにつきましては、今年度環境調査報告書の取りまとめを行うこととしており、早期の事業採択に向けて必要な調査研究を着実に進めるとのことです。

次に、ご質問の2点目、国道338号大湊Ⅱ期バイパス工事の整備状況及び今後の見通しについてであります。事業者である青森県よりお伺いしたところ、宇曾利工区を除いた事業区間3.6キロメートルの令和2年度末での事業の進捗率は、約74%となっております。

今後の見通しについてであります。桜木町側である1工区については、今年度内に用地取得を完了させ、引き続き優先的に整備を進める予定となっており、大湊浜町側である2工区については引き続き用地交渉を進め、施工可能な箇所から工事を進める予定であると伺っております。

また、事業の完成見通しにつきましては、現時点では明確な時期をお示しすることができないとのことですが、市といたしましては、早期完成に向けて、青森県に対し、引き続き要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問に入させていただきます。

まず、再質問の1点目、主要道路の整備状況等についての再質問ですけれども、ただいまの説明にありましたように、下北半島縦貫道路整備は、今年度予算が例年の2倍ということで、事業は促進している構図になっておりますけれども、依然として未着手区間は解消されていません。また、大湊Ⅱ期バイパスにしても、いまだ完成見通しが示されません。これらを踏まえ、次の2点、再質問いたします。

まず1点目、下北半島縦貫道路について、むつ南バイパスの今年度予算及び完工年次はいつか伺います。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

むつ南バイパスの今年度予算についてですが、青森県からは約35億円と伺っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 次は、国道338号大湊Ⅱ期バイパスについての現在の道路とバイパスをつなぐ接続道路は何本になるか。また、接続道路を真っすぐにつなぐとすると、冬期の坂道対策、電熱ヒーター等での融雪道路が必要になると思いますけれども、どのように考えているかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

現道とバイパスをつなぐ接続道路でございますが、まず桜木町側である1工区については、既に供用しているスキー場と大湊高校間に接続している2路線を含めた8路線となっております。また、大湊浜町側である2工区については、10路線の予定となっております。

冬期の坂道対策につきましては、真っすぐに接

続いて急勾配になる箇所につきましては、手前で曲線を入れ、できる限り緩い勾配になるように計画をしていると伺っております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、質問事項の2点目の汚水処理構想における下水道事業の10年概成について再質問いたします。人口減少、高齢化社会到来を見据えて、3省庁が連携し、各種汚水処理施設の整備で10年概成を打ち出していることを踏まえ、次の数点につき再質問をいたします。

1つ、10年概成により事業を縮小したとして、既交付の国庫補助金等の返還義務が生じないかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 交付金等の返還について青森県に確認したところ、今までの事例として、全体計画の見直しや事業を縮小した場合についても、現在利用している施設についての交付金等を返還した事例はないとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 青森県が汚水処理の整備が遅れている理由としまして、7項目を列挙しております。その1つに、高齢化の進行などにより、下水道処理への接続率が低いこと、また個別処理、合併処理浄化槽等についても個人負担が発生するため、汚水処理普及率が伸びないとしております。この合併処理浄化槽設置に対する個人負担への助成はどうなっているかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） お答えいたします。

汚水処理人口普及率の向上には、合併処理浄化槽の普及も必要不可欠であると考えておりますこ

とから、今年度から浄化槽設置整備事業費補助金を大幅に増額しております。例えば5人槽で14万7,000円から35万2,000円と約2.4倍となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 分かりました。それで、今5人槽のことを言われたのです。あと7人槽とか10人槽もあると思うのですけれども、そこら辺も含めて、助成とか補助金等、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） お答えいたします。

まず、7人槽についてでございますが、17万1,000円から44万1,000円、約2.6倍となっております。次に、10人槽につきましては、21万6,000円から58万8,000円の約2.7倍となっております。このことにつきましては、もう既にホームページ等に掲載しておりますし、広報むつの5月号にも掲載しております。また、8月発行の水道だよりでもお知らせすることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 下水道整備につきましては、いろいろ人口減少だとか高齢化社会とかで、なかなか下水道を整備しても接続率が低いのではないかなというような懸念もありまして、私こういうのを質問するのですけれども、いろいろ今合併処理浄化槽の補助金が大分率が高くなったということで、これは喜ばしいことだと思います。

そこで、下水道事業の整備はどこまで行くのかということが、大まかなところで分かっていたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） お答えいたします。

現状むつ処理区においては、概成の具体的な目標とされている年数にはとらわれず、使用料対象経費を賄える水準まで整備を進めていく計画ではありますが、毎年接続率等を検証しながら、先ほど公営企業管理者が答弁いたしましたとおり、国の方針等を見極めつつ、人口減少、経済性及び整備時期等を踏まえた全体計画の見直しが必要となってくる場合もあるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） どうもありがとうございます。

次は、質問事項の3点目、JR大湊線開業100周年に因んでの再質問をいたします。大湊線は、市長ご答弁にもありますように、当時の軍、行政、民間が一丸となって請願した結果、大正10年9月25日、全線開通したものです。往時の先人に思いを致しながら、次の2点につき再質問いたします。

今年3月改正の大湊線列車ダイヤによれば、大湊駅始発着の直行便は上下各3本で、いずれも八戸駅となっております。県都青森市への直行便がないことに奇異を感じますが、その経緯について、どういういきさつがあったのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

JR東日本では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営環境が悪化しており、コロナ終息後の需要につきましても、リモートワークの定着など、働き方の変化により利用者数は元に戻らないと想定しております。地域の足として大湊線を維持するため、本年3月のダイヤ改正により、一部列車の直通運転を取りやめ、野辺地駅での接続に切り替えることにより効率化を図っていると伺っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 一般的に何か用事があるとか何かだと、県都の青森市に行くのが一般的ではないかなと思うのですけれども、やっぱり100年の間のいろいろな歴史を見ますと、どうも今青森県では、特にむつ下北では八戸市のほうに人が流れていくような、そういう感じもいたします。これは蛇足ですけれども。

もう一点、今後JR大湊線存続のキーポイントは観光開発にあると考えております。陸奥湾沿線の風光明媚な景色を眺める旅情を楽しむ臨時列車「リゾートあすなろ」というのがあるのですけれども、これは大いに期待されると思います。それで、地元の受入れ等についてはどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

観光面ということでお答えします。JR大湊線を利用し、観光を目的にむつ市を訪れた方につきましても、ジオサイトを含む下北の観光地を巡ります「ぐるりんしもきた号」を大湊駅を発着として運行しております。観光に訪れた皆様の利便性の向上を図っております。

また、むつ市を含む自治体で構成しております陸奥湾沿岸誘客宣伝協議会という団体におきまして、青森県の陸奥湾沿線のガイドブック「本州最北の旅」というものを製作しております。こちらを首都圏等のJRの駅ですとか、びゅうプラザのほうに設置しております。むつ市への誘客促進を行っておりますほか、臨時列車、先ほどありました「リゾートあすなろ」内におきまして、特産品をノベルティーとして配布するなど、大湊線を利用し、むつ市を訪れる方の満足度の向上に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 浅利竹二郎議員、間もなく申合せの時間ですので、質問をまとめてください。

20番。

○20番（浅利竹二郎） 了解。

いろいろありがとうございました。大湊線100周年につきましては、いろいろ我々市民も大いに利用して活用しなければいけないなという思いはあるのですけれども、ただやっぱり車社会で、どうしても便利なほうに行ってしまうというようなこともあります。

実は、議会で盛岡支社に陳情に行ったことがあるのです、大分前なのですけれども。野辺地まで、我々バスで行ったのです。そうしたら、盛岡支社で、「野辺地まで何で来られました」なんて嫌みを言われまして、「いやあ、できるだけ利用してくださいよ」なんて、そういうような思い、言われたことがあるのですけれども、そういうような思いで今回100周年を取り上げてみました。

これでむつ市議会第248回定例会、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午前11時40分まで暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。6番佐賀英生議員。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） おはようございます。6番、市誠クラブの佐賀英生です。むつ市議会第248回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は30分と短縮されておりま

すが、理事者各位の前向きな答弁、よろしくお願いいたします。

菅首相は、先般11日、先進国7か国首脳会議で東京五輪・パラリンピックの開催に向けた決意を表明いたしました。当初のスローガンである「復興五輪」ではなく、「コロナ禍五輪」と非難ややゆされておりますが、開催すると決めたからには、覚悟を決めて細心の注意を払いながら行っていたきたい。反対だからといって、あからさまに態度や行動で示すことは、出場する諸外国のアスリートに失礼ですし、日本の品位も問われることになるのではないのでしょうか。批判は、終わった後の結果にすべきであって、ならないことを願っておりますが、最悪の状態になってしまったときは、首相をはじめ開催を決定した関係者が職を辞すなりして責任を取るけじめが大事だと思っております。要は、覚悟の問題で、きっちりと責任を取れば決断の有無は済む話で、決断に答えが出るはずで、立場に恋々とすることなく、逃げることなく、清さを見せればいいのです。繰り返しますが、そうならないことを願っております。

それでは、通告に従いまして、2項目7点についてお伺いいたします。

1項目めの大畑体育館、大畑公民館についてですが、ここで大畑町史より引用させていただきますが、正確さを期すために、脚色や削除なく、そのままの文言で説明させていただきます。

大畑町史第3節「社会教育」3項目「中央公民館・町民体育館の建設」より。

子ども会、青年団、婦人会の活動が計画的に実施されてくるに従い、これらの団体が中心となって、設備の整った規模の大きい施設の建設を要望する声が高まってきた。折しも、警察官殴打事件、不良青年グループの殴り合い、その他暴力事件が相次いで起り、町民から暴力に対する鋭い批判がなされて、昭和43年2月1日大

畑劇場において暴力追放、交通事故撲滅町民大会が開催された。大会では「町から暴力を一掃」「明るく住みよい大畑町づくり」が提唱され、青少年の健全育成に一層努力をはらうことを決議した。

この頃から、社会教育施設の建設の要望が、一層強まり婦人会、青年団、青少年問題協議会等の団体が中央公民館建設を要望して町に陳情書を提出、また体育協会、青年団体等が中央公民館と併せて町民体育館の建設の陳情書を提出して、社会教育施設建設の気運がますます力強く展開された。

こうした中で青少年の健全育成、暴力追放、交通事故撲滅、社会体育の振興、社会教育、公民館活動に期待する町民の熱意がますます高まり、町理事者、町議会の積極的な姿勢と相まって、中央公民館、町民体育館を建設することになり、44年8月6日起工、同年12月30日両館が完成した。

……開館が昭和45年4月1日からとなり、大畑町民からは勿論のこと、下北随一を誇る施設……現在に至っている。

と、鳴り物入りでデビューはしましたが、現在は両施設とも建設来50年を経て老朽化が著しく、特に中央公民館は、かなりの老朽化が見受けられます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、老朽化が著しい大畑体育館についてどう考えているか。

2点目として、老朽化が著しい大畑公民館についてどのように考えているか。

以上、2点について、市長、教育長にお伺いいたします。

続きまして、2項目めの教育行政についてお伺いいたします。G I G Aスクール構想については、前回、前々回に後輩議員が中心となって一般質問

しておりますし、3月定例会において、総務教育常任委員会での説明を受けておりますので、現在における進捗状況と指導者の教育状況についてお伺いいたします。

G I G Aスクール構想については、現況下による教育スタイルとしてとてもよいことと考えておりますし、時代にマッチしていると思っております。ただ、指導する先生方がどの程度のスキルを持ち合わせているのかということと、人によっては得手不得手があり、教員の仕事の負担軽減を目指している現況下において、逆に負担を強いてしまっているのではないかと心配しているところであります。

児童・生徒たちは、今の状況ではスマートフォン、パソコンについては大多数の人たちはそれなりに対応できることと思われませんが、事学習となると、ゲームやメールとは違い、使い方に戸惑うところが出てくるのではないかと心配もしております。

また、自宅でのWi-Fi環境の有無なども、逆に整っていないければ、機器類に触れる機会が少なくなってきた、いじられる原因にもならないかと懸念もしております。

話は変わりますが、先般テレビを見ていましたら、不登校の児童・生徒が増えているとのこと。コロナ禍の影響もあり、友達と接する機会が減っていることが原因なのかと勝手に思ったりもしておりますし、私自身、さすがにここまでコロナ禍が長引きますと、たっぶりストレスを感じてきており、おかげさまで8,000グラムほど体重が増えました。

動き盛り、遊び盛りの児童・生徒の現況下のストレスは、相当たまっているのではないかと思います。早くコロナ禍が収束し、以前のような環境にならなくても、以前に近いような環境になり、安全安心な生活が営まれることを願っております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、GIGAスクール端末及びネットワーク整備事業の進捗状況について。

2点目として、GIGAスクールに関する指導者の育成状況について。

3点目として、タブレットを持ち帰って学習できるのか、また、将来的に可能か。

4点目として、不登校の児童・生徒の状況及び対策について。

5点目として、コロナ禍における児童・生徒のメンタルのケアとその課題について。

以上、教育長にお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑体育館及び大畑公民館についてのご質問の1点目、大畑体育館についてどう考えるかについてお答えいたします。大畑体育館は、昭和44年に建設され、現在でもスポーツ少年団の練習や各種大会など、地域のスポーツ活動の場として年間約1万8,000人の方々に利用されている施設であります。建設から50年以上経過していることから、これまでも照明機器の修理や暖房設備の保守点検等を行い、施設の長寿命化を図りながら維持管理を行ってきたところであります。大畑体育館は、多くの市民の皆様にご利用され、スポーツ活動の充実に寄与する施設であることから、今後におきましても施設の老朽化及び利用状況等を把握し、市民の皆様が安全にご利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、大畑公民館についてのご質問につきましては、教育委員会からの答弁となります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、大畑体育館及び大畑公民館についてのご質問の2点目、大畑公民館についてどのように考えているかについてお答えいたします。年間延べ1万人を超える方に利用されている大畑公民館は、公民館教室などの主催事業や各種団体、サークル等の活動場所として活用されている施設であり、昭和44年に竣工し、議員ご指摘のとおり既に50年が経過しております。このため、公民館利用者が安心安全にご利用できるよう、日頃より館内を点検し、危険箇所の発見に努め、必要な修繕を行いながら、施設の維持管理に努めております。

施設の今後につきましては、公民館として必要な機能や規模、さらには既存施設の活用等につきましても視野に入れながら、市民の皆様、公民館利用団体のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についてのご質問の1点目、GIGAスクール端末及びネットワーク整備事業の進捗状況についてお答えいたします。現在小学校第3学年以上の児童数と中学校全ての生徒数に相当するタブレット端末及び校内におけるネットワーク環境が整備され、今後小学校第1、2学年のタブレット端末を来年度末までに導入することで、市内全ての児童・生徒が1人1台の端末を利用できるようになります。

今年度は、教科書会社が発行しているデジタル教材を小学校では算数、中学校では英語で購入し、各学校で基礎基本の定着に向けて活用するとともに、一部の学校ではタブレットを活用した授業を実際に行っている状況にあります。

次いで、ご質問の2点目、GIGAスクールに

関する指導者の育成状況についてお答えいたします。昨年度の冬期休業中に一度専門家による講習を実施したところでありますが、今年度につきましては、夏期休業中の実施を予定しているところでもあります。現段階においては、導入して間もないこともあり、本格的に活用されるのはこれからになるものと思われませんが、一部の学校では先ほど申し述べたように、既に授業でも活用されております。

今後は、先進的な学校での研修等も進めながら、指導者の育成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、タブレットを持ち帰って学習ができるのか、また将来的に可能かについてお答えいたします。タブレット端末については、今のところ学校内における授業での活用を予定しております。端末の持ち帰りにつきましては、家庭の通信状況、破損や紛失等、さらには家庭での使用に伴うセキュリティー等の課題が考えられることから、これらの課題の解決について検討の上、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、不登校の児童・生徒の状況及び対策についてお答えいたします。昨年度、病気や経済的理由を除き、年間30日以上欠席した市内の児童・生徒数は75名となっております。これまでも市内小・中学校においては、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりのため、児童・生徒の自己肯定感を高める指導、楽しく分かる授業の構築等に努めております。

また、欠席が続く児童・生徒には、定期的に家庭訪問や電話連絡等を行い、学校と児童・生徒、家庭とのつながりを保つための取組を進めているところであります。

教育委員会といたしましても、むつ市教育研修センターの教育相談室において、児童・生徒とそ

の保護者を対象にした教育相談や集団での活動、学習を苦手とする児童・生徒への適応指導を行い、自己肯定感を高めるとともに、登校への意欲づけを図るようしております。

今後も学校と教育委員会が連携しながら、学校復帰と将来の自立に向けた支援を行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後のご質問の5点目、コロナ禍における児童・生徒のメンタルのケアとその課題についてお答えいたします。各小・中学校においては、コロナ禍である、なしにかかわらず、以前より朝の健康観察で表情や発する声などから、一人一人の心のありようを把握し、必要に応じて声をかけ、相談に乗る等、日頃から児童・生徒に寄り添ったきめ細かな配慮や指導がなされております。

また、児童・生徒の様子の変化をいち早く察知し、迅速かつ適切に対応することができるよう、教育相談体制が整備されており、必要に応じてスクールカウンセラーや関係諸機関等との連携を図りながら、児童・生徒をいつでも温かくサポートする環境が整っております。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き子供たちが安心安全に充実した学校生活を過ごすことができるよう、教育現場への支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） まず1点目の体育館と公民館については、今答弁もらったとおり、そのとおりだと思うのですが、体育館のほうはそれなりに床がよくて、結構スプリングが効いて、膝が痛まないような感じで、まだまだ使えると思うのです。ただ、側がちょっとやっぱり著しく痛んでいると。そこら辺を直していただければ、私の考えですけれども、体育館はまだ使えるのではないかと。

ただ、公民館のほうが、あの見た目からして廃墟よりも廃墟らしいような風貌と、まず色と、見た瞬間にアウトです。僕が見た軍艦島よりもちょっと怪しいような雰囲気ですから、せめて見た目でもきれいにしていただきたいのと、もっと言えばトイレが、あそこのトイレ、使ったことあるかどうかはちょっと分かりませんが、上が開いていて、女子トイレの音が丸聞こえなわけです。女性の方は、あまり使いたがらないと。なおかつ、下がまだタイル張りの床で、あまりよろしくない。現在、行ったら、もう二度と使いたくなくなるような雰囲気なのです。そこら辺のところを直し直ししていくと、もう少し利便性がいいのではないかなと思います。

あと剥離しているところですか、2階の雨漏りですか、結構もろもろあるわけで、直せば直して使えないことはないのかなとも思うところもあります。いっそのこと移したり、リフォームしたり、建てたり、そっちのほうが何となく早いような気がしますので。今回は要望として言っておきますが、次の9月でまた、ツー・ビー・コンティニューードということで、がつつりその施設のことについてやらせていただきますので、お楽しみにしてください。

次に、GIGAスクールの件なのですけれども、教育長、もう授業が始まっているということで、第1点として子供たちの反応はどうかということと、あと例えば先生がもう教えていると。そうすると、その先生のスキルによって教え方が違ってくるのではないかと。統一にしろとまでは言いませんが、やっぱり使っている中で、この学校はこの使い方、この学校はこの使い方となってくると、どうしても子供たちの受け取る学習の質といいですか、クオリティーが違ってくるような気がしますけれども、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご質問にお答えいたします。

子供たちの受け止めですけれども、非常に好意的に授業を楽しんで頑張っている、そのような印象を持っております。実際に子供たちは新しいものに触れることが大好きであり、そして今の子供たちは、議員ご承知のように小さい頃から端末等になれ親しんでおりますので、何ら違和感を持っていないと考えております。

そして、先ほど答弁で申し上げましたように、現状は導入まだ間もないことから、どうしても授業で活用するというよりは復習等で使う、そのようなところにポイントが置かれております。それは、教職員が使いやすく、そして子供たちに効果がより明確に図られる、そういうメリットを持って行っております。そうした環境を整えた上で、やがて全ての学校、全ての授業で使えるようになることを願っております。

ただし、私どもが考えておりますのは、いいものだから必ず全ての授業、全部の時間で使えではなくて、必要なときにしっかり使ってください、そのように考えておりますし、答弁で申し上げたように、進んでいる学校の授業のありようをみんなで見つめて、それを全部の学校、全部の授業に広めていきたい、そのように考えております。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。そのようにぜひともしていただきたいですし、またなれるようにしていただきたいと。

次に、タブレット持ち帰りということなのですが、多分大体どこの学校も、調べてみますと、最初はそういうのにぶち当たる。ただ、持っていつている、持たせていつている学校もあると。これは、大体東京都と千葉県が、見てみたらかなり多いらしいのですけれども、機器の保険には学校が入る、ソフトの分、ちょっとした通信料とか

そっちは自宅が持つと。

今おかげさまで、おかげさまでではないな、勝手に総理が決めたのですけれども、通信料が安くなって、かなり普及しやすいという状況になっておりますけれども、これは4番目の不登校のところにも関連して、本当はこれ一緒にやりたかったのですけれども。先ほど不登校の子供たちが75名ですか、いらっしゃると。そういう子たちというのは、その中にはやっぱりどうしてもメンタルが弱い子もいるし、行きたくてもなかなか行けない子がいると。タブレットがうちにあることによって、自分の家庭の落ち着いた環境の中で、マン・ツー・マンでプライバシーが守られて話ができる。一つ背中を押してあげられる方法になるのではないかと。教育長、あなたが一番そういうのはご存じでしょうから、あれですけれども、そういう子をぜひとも押し上げたいと。

僕、さっき言ったメリット、デメリットから言わせていただくと、持っていけばいろんな難点はあると思います。機器の問題ですとか、持っていった問題とか。ただし、デメリットよりもメリットが多いとすれば、私はそっちを取るべきだと。二律背反的な発想になるわけですが、そういうことによって、その子供たちが立ち直れる、または社会に参加できるような雰囲気をつくればいいと思っているのですけれども、その点についてももう一回お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

私どもも保護者、そして教職員と同様に、子供たちの不登校に関しては非常に大きな問題であると心を痛めております。そして、先ほど申し上げましたように、社会的自立の基礎をつくる義務教育の中において、子供たちがしっかり周りにつながって自己実現を果たしていけるような、そんな学校生活を提供したいと考えております。

そして、おっしゃるように、ツールとしてタブレットは非常に大きな可能性を秘めたものであると認識をしております。現状、ただちに明日から運用できる状況にはありませんが、例えば国の補助金であるとか、あるいはいろんなモラル上のルールづくりとか、そうしたものを整えた上で検討、研究を進めてまいりたいと考えております。

そして、一言申し添えておきたいことは、市内の小学校、中学校問わず、教職員は本当にまめに家庭訪問をして連絡等をしております。私自身も申し上げましたように、タブレットは非常に有用なツールです。しかし、唯一大事なものの、最も大切なものは、オフライン、対面のつながりであると思います。私どもは、子供たちの人格を受容し、信頼関係を築き、そして子供の成長を共に歩んで支えていく、それが仕事であると考えておりますので、タブレットで終わることなく、議員がおっしゃったように、それを通じて学級に戻れるように、頑張っていけるように、そのような状況を目指して研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。教育長の声のトーンと、その視線のおかげで、すっかりやられてしましまして、ちょっとそれ以上出ないのでけれども、全体に限らずそういう子供たちも、その子供たちだけでもできるような方策等、これは対面、温度も感じますし、一番大事なことだと思いますが、毎日会うとしたら、例えば1日何分時間を決めてやれとか、そういう方法も今後あるかと思っておりますので、ぜひとも市長もそこら辺のところをお考えいただきながら、子供たちが次のステップを踏めるようなものをしていただきたいと。

特に中学時代は、私たちも経験があらうかと思

いますが、一番人格形成、また仲間を一番つくるのがこの中学です。また、メンタル的に不登校の状況を見ますと、中学が多くて、その原因のほとんどが対人関係だと。いじめが多いと思っていましたら、対人関係が一番多いということで、ちょっと意外だったのですけれども、そういう一番メンタル的に弱っているところ、ナーバスなときに常に出て、少しでも温度の感じられるようなものをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐藤 武議員

○議長（大瀧次男） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 皆さん、こんにちは。午後のトップバッターということで、あまり淡々と話すなど注意をされましたので、少し抑揚のある話し方をしたいと思っています。日本共産党の佐藤武です。むつ市議会第248回定例会における一般質問を行います。

教員が心身ともに健康であり、ゆとりを持って子供たちに接することが子供たちの教育にとって最良であり、子供たちの学習環境、学習条件の中心であると私は考えています。また、子供たちが

文化、スポーツに親しむことによって人間的成長と可能性を発揮できるものと考えています。それを踏まえた上で質問をしたいと思います。

今日は、1項目、公立小中学校における教員の長時間労働と負担軽減について質問いたします。教員の労働時間の実態は、平成29年の文部科学省の調査によると、1週間の労働時間は小学校教諭57.25時間、中学校教諭63.18時間です。1週間の所定労働時間は38.75時間です。週5日で計算すると、1日約四、五時間の残業をする計算になります。

市内の中学校教員の例ですが、4月は150時間の残業だったと話していました。4月は繁忙期ですから、残業も多いことだと思いますが、もっと多い人も同じ職場にはいるという話でした。「今月は2回死んだ」という冗談が職場で飛び交う状況です。これは、過労死ラインとされる月80時間の残業時間の2回分だからです。5月は連休があったにもかかわらず、2週間で70時間の残業だと言っていました。

教員の長時間労働は、依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。最近では、教員志望の学生が減り始めています。教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題だと思っています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですが、これが改正され、教員に1年単位の変形労働時間制を導入することが可能になりました。改正前の給特法は、教員に残業がないということになっていましたから、残業代を払わない法的根拠となっていました。しかし、改正給特法は、残業を月45時間、年間360時間までの上限を設けることで残業代を払わないというただ働き法です。1年間の変形労働時間制は、長時間労働解消にはならないばかり

か、教員の勤務実態と合わない不合理なものだと思っています。個々の教員によって労働時間がばらばらで、制度も非常に複雑であり、現場に混乱を持ち込むものです。

市教委としては、昨年度の勤務実態を把握し、検討してから導入するかどうかの方向性を決めたいとのことでしたので、以下3点について質問します。

教職員の長時間労働を解消するためには、過剰な業務、事務量を減らす必要があると思うことから、1点目、教員の長時間労働解消と負担軽減のため、どのような対策を取っているのかお伺いします。

2点目、残業代不払いの根拠となっている給特法が改正され、昨年度から導入可能となった教員の1年単位の變形労働時間制についてどう評価し、今後どのような計画、方策で臨もうとしているのかお伺いします。

最後に、課外業務で最も長い時間を占め、長時間労働の原因ともなっていると思われる中学校における教職員の部活動の負担軽減についてどのような方策で臨んでいるのか。また、今後の方針を伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

小中学校における教員の長時間労働と負担軽減についてのご質問の1点目、教員の長時間労働解消と負担軽減のため、どのような対策を取っているのかについてお答えいたします。

教育委員会では、昨年3月に教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を一部改正し、時間外労働等の上限の目安や時間外労働縮減のための方策について示しております。

次に、ご質問の2点目、昨年度から導入可能となった教員の1年単位の變形労働時間制についてどう評価し、今後どのような計画、方策で臨もうとしているのかについてお答えいたします。

變形労働時間制につきましては、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用し、地方公共団体の実情に応じた判断により、条例で選択的に活用できるとされているほか、校長等が客観的な方法等により勤務時間の把握を行うことなど、導入に当たり様々な要件が示されております。

その要件の一つとして、時間外労働を目安として月42時間以内、年320時間以内をクリアすることとされております。しかしながら、本制度導入の可否についての検討や教職員の勤務実態の把握を目的として、昨年度より各学校に作成を依頼しております教職員勤務時間記録簿によりますと、昨年度における本市小学校教職員の1か月当たりの時間外労働時間は39.8時間、中学校では73.4時間となっており、時間外労働の上限という指標のみで考えても、要件を満たすことが困難な状況になります。

当市における本制度の導入に係る今後の見通しにつきましては、教職員の勤務実態等を踏まえながら、導入の可否について検討していくべきであると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、ご質問の3点目、中学校における教職員の部活動の負担軽減について、どのような方策で臨んでいるのか、また今後の方針を伺いたいについてお答えいたします。教育委員会では、今年度、教員の部活動に係る負担軽減のため部活動指導員を採用し、中学校1校に1名配置しております。部活動指導員の任用につきましては、国や県との調整が必要なことから増員が難しい状況であり、これとは別に校長の依頼により技術指導を行

う外部指導者を活用している中学校もございません。

このような地域の人材が安心して指導できるよう、今年度から市の負担でスポーツ安全保険に加入いたしました。今後は、部活動の現状と課題を踏まえ、望ましい部活動の在り方について検討する中学校部活動連絡協議会において、委員の皆様より様々な観点からご意見をいただき、教員の負担軽減に向けた取組についても十分に調査研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） （1）については、昨年も伺っておりますので、大体分かりました。

ちょっと順序は逆になるのですが、3点目のことから再質問させていただきたいと思います。市の部活動の指針に定められた平日1日と土日のいずれか1日を休養日とするということが、昨年の場合、きちんと守られていないという実態があったのですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

むつ市中学校部活動の指針の中で、部活動の休養については平日1日、土日のいずれか1日と定めております。休養を適切に取らせることは、成長期にある児童・生徒にとって非常に大切であることは自明の理であり、もしご指摘のようなことがあれば、休養日の設定について各学校への指導を徹底してまいりたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 全体についても大変ご丁寧なご答弁をいただいて、今のことについても、ぜひ子供たちの負担にならないように部活動をやっていくようにしていただければいいなというふうに思っています。全てをつかむというのはなかなか

難しいことだと思いますので、それは何かの機会を通して教育委員会のほうからお話をいただければいいのではないかとこのように思っています。

もう一つ、2点目ですが、市の部活動の指針には、県の指針のQ&Aにあるわけですが、対外試合等の教員の送迎についてですけれども、教員が車を運転してはならないという表記があるので、県の指針には。市の指針にはないのですが、県の指針が基本と考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のとおり、県の指針が基本となります。自明のこととして記載をあえてしていない状況にあります。今年度初めの校長会議等でも、ご指摘のように、そうした事例がないようには指導しておりますので、今後も指導を重ねて、そうしたことがないように留意してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 今年度初めに校長会でそういうお話をされたということですので、機会があるときにぜひお話ししていただければというふうに思います。今まで私、去年二、三回教育委員会に伺って、そのことについてお話をしたのですが、それを早速今年度当初に行っていたら、大変よかったなというふうに思っています。

最後に要望なのですが、車の運転というのは、教員にとって精神的な負担が大変大きいです。結局何かがあったときに、1つは道路交通法で罰せられます。刑事罰がありますし、行政処分もありますし。その上に地方公務員法で処分が科せられるということもあり得るので、大変負担が大きいというふうに思っています。今実際に教員が運転しているという実態がありますので、その実情をぜひ把握していただいて、県の指針を徹底していただき、教育委員会としてできることがあれば、

ぜひ学校に支援をしていただきたいというふうに思っています。

(2) についてご質問いたします。1年単位の变形労働時間制は、長時間労働解消や教員のリフレッシュに有効だと考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長(大瀧次男) 教育長。

○教育長(阿部謙一) 同制度本来の目的である休日のまとめ取りが確実に実現できる、そうした環境が保障されるのであれば、制度が正しく機能し、働き方改革の推進に資するものと考えております。

○議長(大瀧次男) 1番。

○1番(佐藤 武) 現状では、なかなかまとめ取りというのが、今の勤務実態からいうと難しいのではないかなというふうに思っているのですが、そこら辺については教育長、どういうふうにお考えですか。

○議長(大瀧次男) 教育長。

○教育長(阿部謙一) 先ほど答弁で申し上げましたように、時間外労働が一定の時間を超過して行われている現状がありますので、議員ご指摘のとおり、現状であればただちに制度を運用して、休日のまとめ取りができる、そうした状況にはないものと認識をしております。

○議長(大瀧次男) 1番。

○1番(佐藤 武) ありがとうございます。このところ、長期休業中にまとめ取りをするために閉庁日を設けていただいているので、そういうところも少し広げることを考えていただければ、少しは教職員にとってもゆとりを持って働けるのではないかなというふうに思っていますので、そこも一つお願いしておきたいと思います。

2点目ですが、個々の教員にとって变形労働時間制を適用できるかどうか判断するわけですが、变形労働時間制を実施したとしたら、教員の勤務

時間がそれぞれ変わってきます。このことから、学校運営上支障が出てくるのではないかというのを危惧しているのですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長(大瀧次男) 教育長。

○教育長(阿部謙一) 答えいたします。

本制度につきましては、教職員の勤務実態や各学校の実態等、これはそれぞれ様々に異なるものがありますので、そうしたものを踏まえながら、当市における導入の可否について検討していくべきものであると認識しております。

○議長(大瀧次男) 1番。

○1番(佐藤 武) どうもありがとうございます。慎重に判断するというふうなお考えのように受け取りました。やはり現状が長時間労働が解消されていないという状況なので、やはりそこは導入するかどうかについては慎重に検討していただきたいというふうに思っています。

これは、文部科学省も触れているのですが、市教委として子育て世代や介護に係る教員、その他困難を抱えている教員等の扱いをどうするかということについてお考えをお伺いします。

○議長(大瀧次男) 教育長。

○教育長(阿部謙一) 本制度の導入について検討するに当たりましては、教職員の実情に配慮することについても十分に検証していくべきであると考えております。もとより本制度は、一律1回の運用ではなく、教職員一人一人の実情に合わせて導入を検討する、そのように定められておりますので、その定めに従って慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長(大瀧次男) 1番。

○1番(佐藤 武) どうもありがとうございます。

次なのですが、变形労働時間制の導入については、県の条例が基本になるというふうには考えているのですが、条例を決めてそれぞれの自治体で

それに基づいて判断して、市の……ちょっと度忘れしました、市も規定しなければならぬのですけれども、そういうことになると思うのですが、最終的には誰が、どのようにして決定するのかというところを伺いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 本制度の導入に当たりましては、県教育委員会の動向や教職員の勤務実態、各学校の実情やご意見等を踏まえながら、決定方法を含め、教育委員会が検討及び調整してまいるものと理解しております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 方向性は、ある程度明快で分かりました。ただ、今すぐにどうするという事はできないことなので、これ以上はお伺いしません。

次ですが、服務監督権のある教育委員会として、基本的な考えを明確にすることが今の質問ともちょっと関わるのですけれども、校長をはじめ現場の先生たちを混乱させない道ではないかというふうに思っているのですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 本制度に係る教育委員会の考えにつきましては、県教育委員会の動向、教職員の实態、そうしたものを踏まえてお示しすべきであると考えております。そして、付け加えるならば、制度の導入はあくまで職場環境の充実になければなりません。個々の教職員が働きやすく、働きがいを持って、そして結果として子供たちが成長できる教育環境が保障される。そうした目的を達成するために、様々なことを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） あまりこういうことを言うと不謹慎かもしれませんが、さすがに現場を長く経

験された方で、中身がよく分かりました。そういうことになるだろうというふうに思っています。

これから質問することについては、先ほどの答弁とちょっと重なる部分があって、同じ答弁になることを覚悟で一応質問させていただきます。1 年単位の変形労働時間制を実施しないという決断をしていただければ、現場も助かるだろうと思うのですが、そこら辺についてはいかがお考えでしょう。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご懸念でもありますので、同じ表現を避けながら、ご回答申し上げたいと思います。

現段階では、決定をいたす段階にはないと考えております。先ほど来申し上げておりますように、ただちに導入できる環境にはないと考えております。しかしながら、議員もご指摘いただいたように、教育委員会として長期休業中の閉庁日等を設けて、若干ではあります、働き方改革に沿って、教職員が充実した職場で伸び伸びと子供たちを指導できるように、そういう目的に向かっていろいろな施策を検討しております。また、各学校においても、教職員の権利を保障し、教育活動の充実を図るいろいろな方策がなされておりますので、今後につきましてはそうした動向を見極めながら、先ほど申し上げた目的にかなうものかどうか、そのような視点で考えてまいりたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 1 番。

○1 番（佐藤 武） どうもありがとうございます。今後ともやはり教員の長時間労働、あとは過密労働、そういう負担を軽減していただくよう、教育委員会としてできることを、今教育長がおっしゃったように取り組んでいただけるよう要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（大瀧次男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） 公明党、公明・自由会派の鎌田ちよ子でございます。むつ市議会第248回定例会に当たり、通告いたしました2項目3点にわたりご質問いたします。市長並びに理事者の皆様におかれましては、簡潔明瞭、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、子供の未来を守り育てる支援、3歳児健診の充実についてお伺いいたします。3歳児健診における弱視早期発見について、子育て中のご両親から切実なご相談がありました。小学生の子供さんが小学校入学前の就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、初めて弱視であることが分かり、治療用眼鏡をかけさせましたが、視力は上がらない状況で悩んでいるとお話でした。眼科医の先生から、もっと早い段階で気づき治療を開始していれば、視力が上がる可能性が違っていたと聞き、なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分を責めていました。

日本弱視斜視学会のホームページには、「弱視という言葉は、「通常の教育をうけるのが困難なほどの低視力」という意味で一般的に使われていますが、医学的には「視力の発達が障害されてお

きた低視力」を指し、眼鏡をかけても視力が十分でない場合を指します。しかし早期発見、早期治療で治療可能なことがほとんどです」「視力は、ことばや歩行などと同じく、成長に伴ってだんだん獲得する能力です」「3歳ごろに大人と同じ視力に達するとされます。ただし、それを言葉に表現できるのは4歳ごろになります」「視力の成長は、他の成長と同じくいつかは止まり、10歳頃までを過ぎると治療に反応しにくくなります」。早期に治療を開始するほど、治療に反応して視力が改善し、回復が期待できると言われています。

また、片目だけ弱視の場合、片方の目が見えていると、もう一方の異常に子供自身、保護者も気づきにくいのです。視力検査がうまくできなかった場合や異常を見逃す可能性など、検査を擦り抜けてしまうことがあります。弱視と判断することは難しく、屈折検査や斜視検査などを総合的に判断して、弱視になる可能性が非常に高いと判断すると予防的に治療を開始します。

3歳児健診における視力検査の位置づけは、見る力が発達するこの時期に、将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目です。

1、3歳児健診において、弱視の見逃しは起きていないとお考えでしょうか、2、屈折異常検査の重要性について、3、屈折検査機器の導入について、3点お伺いいたします。

質問の2は、障がい者支援、コロナ禍の手話通訳者派遣についてお伺いいたします。手話通訳派遣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の意思疎通支援事業に基づく市町村の必須事項となっています。

昨年4月、政府は、新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が病院への受診などに際し、手話通訳者等の同行が困難な状況があるとして、国の第一次補正予算の中に明確に位置づけた聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化のため、実施主

体を都道府県として10分の10の補助率で体制整備を図る事業を打ち出しました。さきにも申し上げましたが、手話通訳派遣事業を実施しているのは市町村です。

新型コロナウイルスや災害時にも活用できる遠隔手話通訳を実施するための導入経費を支援することにより、感染防止と聴覚障害者が安心して相談できる体制の整備を図ることを目的にしています。

手話通訳者の依頼で一番多いのは、病院への同行です。コロナ禍で病院への同行はリスクが伴います。昨年、全日本ろうあ連盟、日本手話通訳士協会が手話通訳派遣についての見解を発表しています。万一手話通訳により手話通訳者が感染症に罹患した場合は、労働災害として取り扱われる必要があるとされました。

1、本市の手話通訳派遣事業の利用状況について、登録者数と派遣事業におけるトラブルの対応や感染症対策、労働災害の補償についてお知らせください。

そして、遠隔手話通訳システムには、ICTを利用した意思疎通支援サービスとして、1、手話通訳コールセンターへのテレビ電話をつなぎ、手話通訳者が画面を通して手話通訳を行う機能、2、音声文字化機能、3、タブレット端末の画面上で手書きで筆談ができる機能、4、スマートフォンを使って自宅や外出先からオペレーターと手話を通じリアルタイムでコミュニケーションができる電話リレーサービスなど各種あります。遠隔手話通訳システムの導入についてお尋ねいたします。

次に、カード型障害者手帳の導入についてお伺いいたします。これまで身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、紙の手帳が基本です。障害者手帳は、本人の申請に基づき都道府県や政令指定都市、中核市が発行しています。日

常生活で使用する機会が多く、バッグなどからの出し入れ、雨の日などぬれて汚れてしまうなど、劣化しやすいとの課題が指摘されていました。

一昨年、厚生労働省は、社会保障審議会（障害者部会）で障害者手帳のカード化を認める省令の改正案を示し、同年4月1日より施行されました。同時に、技術的助言としてカードの形状や材質、偽造防止対策の方法、視覚障害者が判別しやすい加工を施すなど、発行する際の仕様を示しています。

障害者手帳につきましては、主人が平成15年に初めて申請し、表紙に個人のプライバシーとなる病気の種類が印字され、ノートのような形でした。私は前職、介護事業所でケアマネジャーとして勤務していましたので、他県の方の障害者手帳を見る機会があり、表紙は本人の顔と住所と名前だけで、折り畳み式の蛇腹型で、むつ市においても同じような様式のプライバシーに配慮した障害者手帳に変えていただきたいと、当時市の担当課から県当局へ依頼していただき、本市におきましても様式は変更され、現在に至っております。希望する方々に対し、携行しやすいカード型障害者手帳を導入していただきたく、県当局への働きかけについてお尋ねいたします。

以上、2項目について明快かつ前向きなご答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、子育て世代に寄り添う支援についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、障がい者支援についてのご質問の1点目、コロナ禍の手話通訳者派遣についてお答えいたします。手話通訳者派遣については、現在市の設置

通訳者が1名、登録制の通訳者が10名の合計11名で行っております。派遣の内容といたしましては、通院時の利用が最も多く、コロナ禍における手話通訳者派遣事業を行うに当たり、手話通訳者へは消毒液やフェースシールドの配布を行うなど、感染予防対策を徹底するように指導しております。

また、ワクチンの接種においては、医療従事者に準ずる者として優先して接種を行っております。

労働災害などの補償については、これまでに市の手話通訳者が派遣中に災害や事故等に遭い補償を受けた事例はございませんが、そのような事態に遭遇した場合や派遣中に感染したことが明らか場合は、補償の対象となると認識しております。

次に、遠隔手話通訳システムの導入についてお答えいたします。コロナ禍において、手話通訳者の派遣が困難になることが想定される中、手話通訳者が利用者と対面せずにスマートフォン等を通して手話通訳ができる遠隔手話通訳サービスの導入は有効であると認識しております。しかし、市の手話通訳の利用者は主に高齢者で、スマートフォン等の通信機器を持ち合わせていない方や、機器をうまく使いこなせない方が多いことなどから、このサービスの導入に当たっては様々な課題があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、カード型障害者手帳の導入についてお答えいたします。現在青森県が発行している障害者手帳は、身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類あり、いずれも材質は紙のものであります。これをカード化することにより、耐久性に優れ、携行しやすくなるというメリットがある一方で、カード型となった場合には、カードと併せて障害の詳細が記載された別冊の所持が必要となり、持ち忘れしやすいことや、カードの内容に変更が生じた場合、再

発行が必要になるなどのデメリットもあります。また、カードにICチップの搭載がなく、利便性の向上に直接つながっていないことや、カード化に伴うシステム改修の費用について国からの補助制度はなく、全て都道府県の負担となること、さらにマイナンバーカードとの一体化も想定されることなども、全国的に導入が進まない要因となっております。

導入につきましては、メリットとデメリットを考慮して、青森県が判断するものと認識しておりますが、市といたしましても、今後機会を捉えて、手帳を保持している方の声をお聞きし、カード化を望む声が多い場合には県へ要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 子育て世代に寄り添う支援についてのご質問、3歳児健診の充実についてお答えいたします。

3歳児健診における視力検査は、健診前にご家庭で実施していただく視力検査と、目の動きに関する保護者アンケートの結果から、小児科医が総合判定し、眼科疾患が疑われる場合や精密検査が必要な場合は、眼科、医療機関の受診を勧めております。このような検診方法は、国立成育医療研究センターの乳幼児健康診査身体診察マニュアルに基づいて実施しているものではありませんが、その精度に揺らぎが生じることは否定できず、精度を高めていくことは重要な課題の一つであると認識しております。

また、3歳児健診で屈折異常検査を実施することは、遠視や乱視の屈折異常や斜視等の早期発見につながるほか、客観的なデータで検査結果を示すことが可能となり、保護者にも精密検査の重要性が伝わりやすく、精密検査受診率の向上にも貢献するものと考えられます。

機器の導入につきましては、健診を担当してい

る小児科医に相談しているところであり、検査後のフォロー体制の構築が大事であるなどのアドバイスをいただいております。

今後3歳児健診における視力検査の精度の向上に向けて協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） ご答弁ありがとうございます。

事例として、青森市では昨年春にこの屈折検査機器が導入されましたが、3歳児健診は新型コロナウイルス感染拡大によりまして延期され、昨年6月から再開し、11月までの受診者957人中、要精密検査となったお子様が176人、精検率は18.4%で、前年度の5.8%から約3倍となる精検率との報告でございました。

屈折検査機器を検査に導入することで、要精密検査指示となった所見内容は、乱視の疑いが47件、斜視の疑いが30件、視力や見え方に左右差がある不同視疑いが16件、遠視の疑いが8件、近視の疑いが7件、瞳孔不同の疑いが2件、判定不能が8件の計118件となって、またランドルト環による検査ができず精密検査になった49件、また家族の間診票のアンケート項目により保護者の訴えから精密検査になった数値が46件と、総計で213件のこの結果は、18.4%の子供さんの要精密検査の結果となっています。もしこの屈折検査機器がなければ見落とされていた数字が大きく、大変危惧されていたところでございます。

また、全国の中では群馬県が県全体で3歳児健診における眼科検査検討会議を行い、屈折検査機器の導入を医師会で決めまして、2017年度は35市町村中16市町村で導入、その数字が、検査結果がよいということで、県全体として2019年度には35市町村のうち34市町村で導入しております。

県医師会は、これに向けて手引を製作し、丁寧

な指導の下で確実に成果を上げてきました。屈折検査機器は、持ち運びができる小型サイズで、カメラで撮影するように子供さんの両目を写すことにより、高い精度で判別するものです。検査は1秒程度で、カメラみたいな形で終わるため、受診する子供さんや保護者の負担が少ないことも、とても特徴があります。また、異常がある場合には、結果をプリントアウトし、その場で保護者にお渡しできるという機能も備えているので、1分ぐらいでその結果が保護者に渡るといこともすばらしいものと思います。

視覚感受性期は、先ほども申し上げましたが、6歳から8歳くらいまでであり、それ以降では治療に反応せず、一生弱視となってしまいます。

3歳で発見された弱視の多くは、就学前までに良好な視力を得ることができると言われています。4歳以上になると、小、中、高学年まで治療が継続され、子供さんたち、また親御さんの負担も大きくなる、この現実があります。3歳児健康診断で弱視を発見して、早く治療が始められる体制になっていただきたいと願っております。

弱視は、幼児期の治療が本当に大切です。私は、むつ市議会第239回定例会におきまして、3歳児健診における眼科検診の重要性について屈折検査機器の導入を提言いたしました。そのとき部長より、判定基準の設定や検査結果の取扱いや保健指導、また眼科医、小児科医を含めた協議や検証が必要である、さらに県の動向や他の自治体の実施状況などを研究したいとのご答弁をいただきました。県内で屈折検査機器を導入している自治体の実施状況の所見など、お知らせくださればと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

3歳児の眼科検診というのは、これは議員のご指摘のとおり、我々としても大変重要な検診だと

いうふうを受け止めています。また、前回答弁したときに比べて、青森県内でも全国でもこの取組が広がっておりまして、できれば私たちとしてもいち早く導入をしたいという思いがございます。

一方で、これをただ検査すればいいというわけではなくて、その後のフォローが大事です。ですから、眼科の先生方とのそうした精密検査に係る取決めや、あるいはそうしたルールづくりというものもこれ必要になりますので、少しお時間を頂戴することになります。できれば私たちとしては来年度からこの事業ができるようにこれから準備をしていきたいと、このように考えております。

ご質問のあった今年度のお話、他の状況ということについては、担当部長から答弁をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

県内において本機器を導入している自治体の状況ですが、ここ数年で増加しており、その結果、要精検率及び精密検査受診率の向上につながっていると伺っております。

本機器の導入により、健診におけるスクリーニング精度の向上と精密検査の受診率向上により早期発見、早期治療につながる効果が期待されるものと認識しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 前向きなご答弁を市長からいただきました。

ある眼科医の話でございますが、遠視や斜視などの矯正治療で通院中の3歳から10歳までの69人に調査したところ、そのうち53人の約77%の子供さんが3歳児健診の視力検査で異常なしと診断されていたという現実があります。眼科医は、この状況が3歳児健診以降に現れたとは考えにくく、

健診での見落としを指摘されています。

また、アメリカでは2歳になるまでに通常の小児科健診でこのスクリーニングを行わなければならないと定められていますので、日本でも早期のスクリーニングをする必要があると、私はそう思っておりますので、早期の導入をお願いしたいという思いがあります。

また本市は、例えば眼科医から専門的な治療が必要ですよと指示され、言われたときには、やはり専門の治療を受けるには市内では難しい状況ではないかと思えます。青森市、弘前市、八戸市、いずれかの眼科医への通院が必要になるのではないかと思います。

そのようなことも含めまして、また市内ではヒアリングのときに小児科医さんでこのスポットビジョンスクリーナーを導入しているというお話もお聞きをいたしましたので、小児科の先生は必要性は認識され、また担当課の方も、その小児科医のドクターとの会話の中からこの必要性は認識されていると確信いたします。市長は、来年度と言いましたけれども、できましたら子供さんたちの成長のために、今年度中の導入を強く申し上げます。

続きまして、障がい者支援で再質問させていただきます。手話通訳者の皆様には、むつ市長の62ちゃんねるをはじめ、公的な場面に通訳者として同行されております。頑張ってください。本市におきまして、手話言語条例が制定されて1年が経過いたしました。第4条には、「手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進する」とうたっています。障害者差別解消法の重要な柱は、障害者の社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことです。手話通訳者の方々には、手話という言語以上に聾者への理解、また福祉的な視点で支援ができ、そして何よりも

高度な人権感覚が必要です。手話通訳者の育成に向けた取組についてお知らせください。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（藤島 純） お答えいたします。

まず、市の手話通訳者として登録するには、青森県手話通訳者に登録されていることが条件となります。青森県手話通訳者の登録に当たっては、厚生労働省が定めたカリキュラムである手話奉仕員養成講座及び手話通訳者養成講座を修了し、さらに青森県聴覚障害者情報センターが行う登録試験に合格する必要があります。

各講座は、いずれも青森県内では青森県聴覚障害者情報センターで行っておりますが、市町村単位でも実施できる手話奉仕員養成講座を令和元年度からむつ市でも開催しており、今年度は21名の方が受講され、技術の習得に励んでおります。この講座が手話通訳者を目指すきっかけとなるよう、今後も継続して手話に触れる機会の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（鎌田ちよ子） 今部長からご答弁をいただきました。育成に向けたことは、大変重要な施策と考えています。また、むつ市には高齢の方が多く、タブレットとかそういうのはまた現時点ではそぐわないということも先ほど答弁で伺いました。

その上でなのですが、コロナ禍が続き、オンライン会議が主流になり、私たちが新たな生活様式を築くことは、障害者の方々にも新たなサービスを生み出すチャンスではないかと思えます。総務省は、本年7月から電話リレーサービスをスタートさせます。2020年に成立した聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に基づいて、これは提供されます。聴覚や発話に障害を抱えている人が手話通訳サービスオペレーターなどを介

して電話を利用できるようにすることを目的にしています。このことは、今まで障害を持っている方々に対して最大の目標として国も取り組んできたことでございます。

聴覚障害者は、市や関係機関への問合せにこれまでファクスやメールで行ってまいりました。電話と違い、リアルタイムで困り事が解決するわけではなく、少なからずここにタイムラグが発生してまいります。長い間大きな社会的障壁となっていた電話利用、これにおける障壁を取り除くのがこの電話リレーサービスで、新たに始まるサービスなので、それぞれこれを自分で獲得するには、それなりの難しいところもあるとは思っておりますが、新たな電話リレーサービスを利用するということが若い障害者の方々にも周知するということが、一つ大きなこれからの障害者の障壁を取り除くという、日常生活を普通の人と同じように生活していくということでは大変重要なことでないかと思うところでございますので、その周知方をよろしくお願いします。

また、障害者手帳のカード化については、それぞれ導入している自治体もございます。今マイナンバーカードのことも市長から話がありました。また、メリット、デメリットも含めまして、手帳にするか、カードにするか、利用者が選べるような、そのような制度になっていただきたいと思っております。このことをお願いしながら、これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

○議長（大瀧次男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。14番濱田栄子議員。

（14番 濱田栄子議員登壇）

○14番（濱田栄子） むつ市議会第248回定例会において、一般質問いたします。一般質問、最後の登壇となりました自民クラブ、濱田栄子です。よろしくお願ひいたします。今議会では、地域産業の振興について、1項目4点について質問いたします。

1年半にも及ぶコロナ禍は、飲食業をはじめ様々な業種に深刻な影響を及ぼし、地域経済は厳しさを増していると感じております。コロナ禍においても、世界の経済再生は2030SDGs、2050カーボンニュートラルを見据えた産業の再生が報道されております。当地域におきましても、地の利を生かした産業の現状をしっかりと把握し、SDGsやカーボンニュートラルに連動した産業の振興に取り組むべきと考えます。

1点目の林業の現状と今後の取り組むべき課題についてお伺ひいたします。森林に求められる機能としては、木材及び林産物の生産、水源の涵養、レクリエーションの場としての機能、国土の保全、土砂崩壊防止機能、生態系保全機能、CO₂の吸収と酸素の供給等多面的機能が認められております。今後の林業の施策においては、森林がこれらの機能をよりバランスよく発揮できることが認められると考えられます。

令和3年度の東北森林管理局の重点取組事項として、1、公益重視の管理経営の一層の推進とあります。また、その（1）として、多様な森林づくりとして、「森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、現地の状況に応じた多様で健全な森林への誘導を推進します。天然生林は適

切に保存するとともに、車道から距離が近い等の条件のよい育成単層林については主伐・再造林を積極的に進め、それ以外の育成単層林については適切な間伐等を実施しつつ、育成複層林化等の取組を進めます」と明記しております。

SDGsやカーボンニュートラルと連動した森林経営がなされるとは思っておりますが、国有林を管理する森林管理署、そして県、市、森林組合、林業者、木工業者、市民等が共同で地元の森林に関して共通の認識を持ち、多様な森づくりの林業振興や木材の活用に対して提案や話し合いの場をつくり、林業や木材の製品開発とさらなる振興を推進する考えがないかお伺ひいたします。

また、民有林に対しては、どのような対策を取られているのか、併せてお伺ひいたします。

2点目の漁業の現状と今後の取り組むべき課題についてお伺ひいたします。漁業は、地球温暖化による海流の変化や資源の減少に加え、コロナウイルスによる飲食店等の休業や営業時間の短縮による出荷の減少や価格の低迷により、多大な打撃を受けていると認識しております。漁業には、その他国民的議論が必要な沿岸漁業と沖合漁業との海区のすみ分け等、大きな問題がありますが、本日は地域における資源回復について質問したいと思ひます。

宮下市長がお生まれになった年代、昭和五十三、四年頃の大畑では、凍結船1,000トンクラスから100トンクラスまでのイカ釣り船が78隻、海外、ニュージーランド、ペルー等の沖合へ操業に行っておりました。また、その他20トン未満の小型イカ釣り船は100隻以上操業しており、大畑町漁協では毎年50億円から60億円の水揚げがあり、また水産加工では1社で年間30億円から50億円を生産する大規模な加工場が関根地区を含めて6社あり、その他5,000万円から1億円ほどの加工施設も七、八社あり、関連する産業とともに地域経済

を支えておりました。

資源の減少とともに隻数は減少し、水揚げの減少は連動して加工施設の減少につながり、地域経済の停滞を引き起こしております。

イカやサケは回遊する魚種ですので、海流や他の地域の漁法にも大きな影響を受けています。けれども、この地域、海域周辺で生まれ育つ魚種や海藻もたくさんあり、今後は地域の資源を増やすことが何よりも大切と考えます。そのためには、植物プランクトンと小さな魚の餌になる動物プランクトンのかけ合いが行われる磯場の再生が必要と思われまます。県と連携を取り、磯場の現状を調査し、これまで砂で埋まってきた磯の先に投石するなど磯場の再生を図り、次の段階として養魚の成長に必要な魚礁の設置等、漁業関係者、海洋研究者の方たちのお力をお借りして、津軽海峡の資源回復に取り組むべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

3点目の農業問題につきましては、女性の視点でお伺いいたします。スーパーに買物に行きまして気をつけていることは、まず添加物の少ない商品を買うこと、そして、野菜、海産物等は地元産の商品を買うこと、次に青森県産、国産、どうしてもないときは海外産と心がけております。

むつ下北地域は、寒冷地帯のため、どうしても冬場の野菜が少なくなります。今後冬場保存の利く商品、カボチャ、ジャガイモ、サツマイモ、大根等の根菜の生産拡大や野菜の加工施設も必要と考えられます。カボチャ、ジャガイモ、サツマイモ等を利用したビタミンたっぷりの赤ちゃんの離乳食、体を病んでいる方々の病院食、高齢の方々の介護食、防災食等、野菜の加工施設を検討できないかお伺いいたします。

あわせて、気候変動の激しい昨今において、スマート農業の研究を始めるお考えがないかお伺いいたします。

4点目の観光業についてお伺いいたします。観光業につきましては、1年半にも及ぶコロナ禍により、多大な打撃を受けているところですが、コロナ終息後を見据えた準備が必要と思われまます。これまでのような団体さんももちろん大歓迎ですが、少人数のツーリズムも増えると思われまます。例えば自然の家等を活用したグリーンツーリズム、海峽口デオと連動したブルーツーリズムなど、ジオパークと連動した学びのツアーや学術研究会などの魅力あるオプションを準備して、お客様をお迎えする準備をするべきと思われまます。取組の状況をお知らせください。

以上、壇上から4点の質問といたします。前向きなご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

一次産業及び観光については、むつ市総合経営計画に基づき、同計画に定められたKPIの達成を軸に進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

具体的な内容につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域産業の振興についてのご質問の1点目、林業の現状と今後の取組についてお答えいたします。初めに、国有林についてであります。市内の国有林は東北森林管理局が策定しました下北国有林の地域別の森林計画書により管理されております。当該計画におきまして、森林の整備及び保全は水源涵養機能のほか、山地災害防止機能や生物多様性保全機能の維持、増進に配慮することが目標ということで掲げられております。

また、毎年開催されております国有林野の連絡協議会、そして下北森林管理署との意見交換会におきまして、市内の国有林が適正に管理されていることを確認しております。また、その中で市の意見も申し述べておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、民有林の現状についてであります。森林所有者の高齢化、一部の所有者の意欲の低下、そして所有者が市内に居住していないなどの理由によりまして、適切な管理が行われていない森林が存在しております。このため、むつ市総合経営計画では、目指す森林資源の利用促進対策として、伐採、植林、保育など森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を促進することを目的とした森林経営管理制度を実施することとしております。

事業初年度の令和3年度は、脇野沢地区の森林約147ヘクタールを対象に所有者に対する意向調査、説明会、現地調査、整備計画の作成などを経て、森林所有者と森林経営に関する契約を締結し、計画に基づいて整備を進めてまいります。

次に、木材製品の開発、製造であります。市内で伐採された木材は、主に合板やバイオマスチップの原料として売買されておりますが、森林経営管理制度に基づく森林の経営管理が進むことによりまして、木材の生産量が増加していくことが予想されますので、木材の生産状況の推移を注視しながら、今後どのような木材製品、活用方法に需要があるかなど、関係者へのヒアリングも用いながら調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、漁業の現状と今後の取組についてお答えいたします。まず、当市の漁業の現状であります。安定的に生産されるホタテガイ養殖漁業を除いた天然魚の漁獲量につきましては、平成17年から平成27年までは平均5,000ト

ン程度で推移してはいたしましたが、平成28年以降、スルメイカの不漁等によりまして、平均3,000トン弱に減少しております。

次に、沿岸域の資源増大を図る取組といたしましては、青森県が実施するヤリイカ、マコガレイ、ナマコなどを対象とした人工魚礁設置等の漁場整備事業に、当市も計画段階及び整備完了後の施設の管理等に取り組んでおきまして、これまでに大畑漁場、正津川漁場、浜奥内漁場、城ヶ沢漁場、川内漁場、脇野沢漁場などの整備が実施されております。

また、市におきましては、むつ市総合経営計画に掲げる生産性向上対策として、漁業協同組合が実施するナマコの増殖場整備や、サクラマス、アワビなどの種苗放流事業の支援を実施しておきまして、水産資源の維持増大に努めております。

これらのほか、ナマコ資源の維持増大に資する密漁防止対策として、ナマコの見守り事業、沿岸漁場を管理する漁業者の皆様の経営安定化に資する漁業共済掛金への助成、沿岸域の漁網に被害を及ぼすトドの漁業被害防止対策、漁業の担い手の確保に資する新規漁業就業者確保支援事業、地場産の魚類等の魅力を発信し、漁業者の皆様の活力と未利用魚等の流通促進に資する大畑漁港朝市、漁業者の皆様の安定収入や担い手不足の解消に資する陸上養殖IoT推進事業など、多方面からの支援を実施しているところでございます。

今後につきましても、沿岸域の水産資源の持続的な利用のため、漁業協同組合及び青森県等関係機関と連携しながら、多方面からの総合的な施策を継続して実施してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、農業の現状と今後の取組についてお答えいたします。まず、主な野菜の生産状況についてであります。当市では業務加工用として大根が最も多く生産されております。

カボチャ、ジャガイモ、サツマイモなどの野菜については、経営規模の小さい生産者が多く、販売用としての生産量は少ない状況でございます。

このような中、新規就農者を中心に生産量が増えている夏秋イチゴは、当市の夏季冷涼な気候が栽培に適しているだけではなく、一般的な国産イチゴが出回らない夏から秋にかけて出荷できるため、高収益が期待できます。

さらに、加工品としての高付加価値化により収益力の向上が図られることから、市におきましても夏秋イチゴの生産拡大に向けた取組を重点的に行っているところでありまして、むつ市総合経営計画で目指す稼げる農業、新たな担い手が就業しやすい魅力的な農業の実現に資するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、スマート農業の現状についてであります。市では作業省力化による夏秋イチゴの多収安定生産を目指し、タイマーやセンサーでの制御により、水やりや換気を自動的に行うための自動灌水システムや自動換気システムの導入といったスマート農業を推進しておりまして、このため国の補助事業を活用した産地生産基盤パワーアップ事業によりまして、設備導入に要する経費を支援しております。

また、スマート農業の推進につきましては、国におきまして、令和7年度までに農業の担い手の皆様のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標としておりまして、スマート農業技術の開発や普及に向けた各種支援策を講じております。

現在青森県においては、国が示した目標の達成に向け、必要なスマート農業機械の検討、実証、分析を目的として、生産者や農業協同組合、産業技術センター、民間企業等の関係機関により構成されますスマート農業推進連絡協議会を設置することとしております。

市といたしましては、協議会での議論を参考としまして、当市に適したスマート農業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、観光業の現状と今後の取組についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による全国的な移動の自粛などによる宿泊業を含む観光業への影響は大きいものがあります。青森県が実施しております主要宿泊施設における宿泊者統計調査によりますと、むつ市内宿泊施設の宿泊者数は、令和元年が21万776人でありましたのに対し、令和2年は15万5,576人と、前年に対しまして5万5,200人の減、率にしますと26.2%の減となり、令和3年もその影響が続いております。

このような状況の中で新型コロナウイルスの終息後の観光施策については、新たな価値観を基にした観光戦略が必要と考えておりまして、これまで進めてきた下北ジオパークの活動を通して、学ぶ、楽しむことのできる観光のほか、身近な観光地を巡るマイクロツーリズムや、観光地で働きながら長期滞在するワーケーションなどの新たな観光振興策について、しもきたTABIあしすとをはじめ関係団体と連携し、むつ市総合経営計画で目指す選ばれるまちむつ市の実現に向け事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 部長におかれましては、丁寧なご答弁、ありがとうございます。もう時間がありませんので、端的に再質問をしていきたいなと思っています。

まず、林業でございますけれども、先ほど国有林野の連絡協議会ということが行われて、話合いの場があるということでしたが、そういったのは、今回この点、ちょっと詳しく話をしましたのは、

現在植栽の苗木等はポット苗からコンテナ苗、活着率がいいということで、根の深いコンテナ苗になっております。それは、もちろん活着率はいいのですけれども、やはり活着率がいい分、苗木の間隔が広がっております。そういった場合に、少し管理を怠りますと、この下北の山々はクマザサの繁殖が強くて、ササに負けてしまうというのがこれまでの経験で、それを再生するためには時間がかかったということですので、やはり決まりだけではなくて、現場の確認等もさせていただき、研修を含めて。先ほどの連絡協議会等の会員の構成とか、それからその後の現場確認等、また研修を含めて行われているのか、質問いたします。

それから、もう一点目は、今年ちょっと緑の羽根を見かけるのが少なかったのですけれども、コロナで私もあまり出かけなかったということもありますけれども、今年度の緑の募金活動については、どういった活動がされてきたのか。これは、山を大切にするという緑の募金、日本の文化の継続した長い文化であると思いますので、今年取り組むについて、まず林業について2点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えします。

まず1点目の連絡協議会のメンバーということですが、こちらのメンバーにつきましては県内自治体の首長、青森県林政課長、大学教授等の有識者、東北森林管理局長、そして県内の森林管理署長が構成メンバーとなっております。また、意見交換会という部分のメンバーにつきましては、下北森林管理署長と下北地区の市町村の林務担当課長ということで構成されております。

そして、現地確認の件でございますが、これらの協議会等で示されるのが、5か年ごとの計画の実施状況ということで、そちらのほうで、国の実績のほうで確認をしております、残念ながら現地に伺っての確認等までは至っておりません。

そして、質問のあったどのような研修をやっているのかという部分でありますけれども、今年度やったものとしまして、ドローンを活用した植栽状況の確認方法について研修を受けておりました。そして、今後予定されて、ご案内も来ているのですが、今後やるものとしましては、木材の見分け方などの森林管理に関する技術的な研修会、これを国有林の現場でやるということでご案内が来ております。

それから、2点目の緑の募金ということについてお答えいたします。緑の募金という事業は、森林が環境保全や人間の健康、文化に欠かせないという基本理念の下に行われておまして、青森県においては公益社団法人青森県緑化推進委員会が県内の募金の管理をしております。そして、その中でむつ市内の緑の募金につきましては、むつ市緑化推進委員会の事務局で取りまとめております。春の期間としまして、4月1日から5月31日の間で募金活動をやっております、具体的には市内の事業所、それから学校などの教育機関、そして官公署へ協力の依頼をしております。

そして、この緑の募金の事業でありますけれども、これの使い道ということになりますと、市民の皆様への配布用の苗木の購入のほか、緑の少年団、そして町内会における花壇の整備などの緑化活動の助成金ということで活用されております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 濱田議員に申し上げます。間もなく申合せ時間ですので、質問をまとめてください。14番。

○14番（濱田栄子） 部長におかれましては、丁寧なご答弁を本当にありがとうございます。

これまでは、国有林は話合いの場はありながらも、現場の検証はなかったということでしたけれども、私がしつこく申し上げますのは、国有林の中に、かつては営林署から今は森林管理署になっ

たときに、森林・林業基本法、森林白書等も変わっております。今の私が言ったような、ほぼこの内容になっております。ところが、地元の現場は変われなかったということがありました。当時林野庁の台所事情もありまして、切り捨て御免、そして泥水は流れるという漁業にも多大な影響を与えていたことがありますので、やはりそういったことをしっかりと確認、今はいい形で動いていますが、確認し続けるということが大切ではないかなと思って今日質問いたしましたので、今後はそういった場面もあるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山は全てに影響を与えております。川を伝わって海にも大きく影響を与えています。お年寄りの方たちが、「川水が少なくなった」とよくおっしゃいます。それは、山の状況をよく表しているのではないかなと思ひますので、その点で、今回しつこいようですが、林業の質問をいたしました。

そして、議長がまとめてくださいということでしたので……

○議長（大瀧次男） 濱田議員、時間が過ぎています。

○14番（濱田栄子） _____

○議長（大瀧次男） 1分ありません。

○14番（濱田栄子） _____

○議長（大瀧次男） 時間です。終わってください。

○14番（濱田栄子） _____ S D
G s の17番の目標「パートナーシップで目標を達成しよう」でございます。様々な目標をどうぞパートナーシップを使って達成していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月16日及び17日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。

よって、明6月16日及び17日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、6月18日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時01分 散会